

第1章

国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

企業活動のグローバル化、中国等の新興国の出願急増等、知的財産（特許・実用新案・意匠・商標）を取り巻く状況は急速に変化している。このような状況下にあって、我が国からの海外への出願は特許・意匠・商標とも増加傾向であり、知的財産の出願構造も大きく変化している。本章では、知的財産の出願・登録状況と、審査・審判の状況について紹介する。

1 特許

10年間の長期目標であった、2013年度末までに一次審査通知までの期間を11か月とするという目標（FAII）を達成した今日、特許庁は、これまでの特許制度を巡る情勢変化や新たな課題を踏まえ、今後は「世界最速・最高品質の特許審査」を目指していく。本節では、国内外の特許出願・登録状況と特許審査の状況について紹介する。

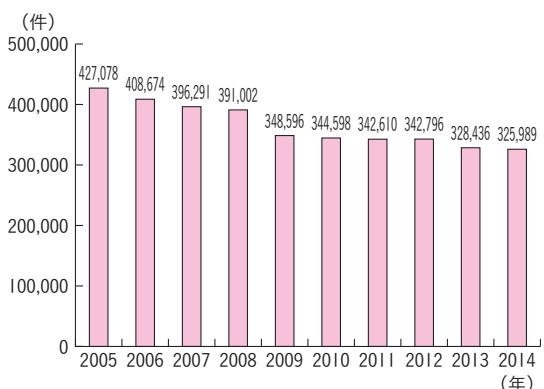
(I) 我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状

① 特許出願件数とPCT国際出願¹件数

我が国への特許出願件数は、ここ数年微減しており、2014年は325,989件（前年は328,436件）であった。他方、我が国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願（PCT国際出願）の件数は、2013年まで増加傾向を示していた。この背

景には、研究開発や企業活動グローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、海外を含む知財戦略の重要性が一層増しており、かつての国内偏重の出願構造から、PCT国際出願の増加傾向や量から質への出願の厳選が進んでいること等が考えられる。2014年のPCT国際出願は、41,292件と前年に比べ4.1%減少しているものの、依然高い水準を維持している。

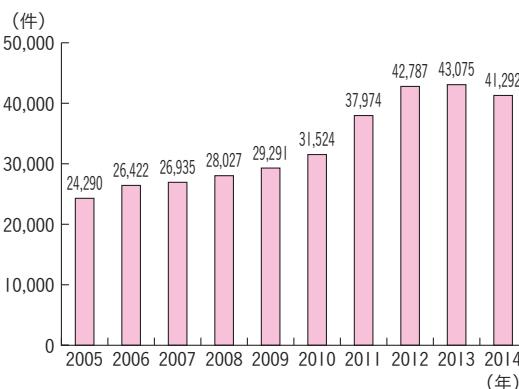
I-1-1 図 特許出願件数の推移



(備考)特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数の合計数である。また、PCT国際出願については国内書面の受付日を基準としてカウントしている。

(資料)統計・資料編 第1章 I.

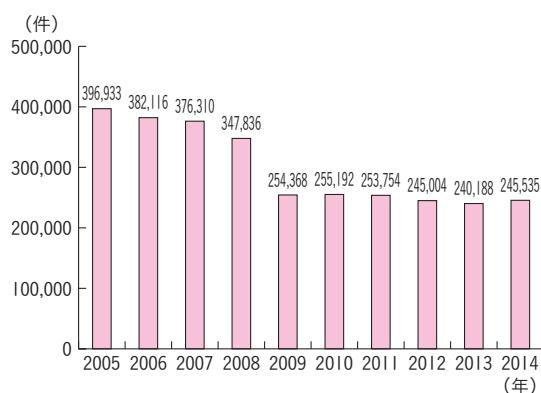
I-1-2 図 PCT国際出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第3章 I.

1. 特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

I-1-3 図 審査請求件数の推移



(備考)2009～2012 年の審査請求件数には審査請求料の納付緩延制度を利用しているものが含まれる。
(資料)統計・資料編 第1章 I.

②審査請求件数

2001 年 10 月以降の出願について審査請求期間が 7 年から 3 年へ短縮されたことに伴い、審査請求件数の一時的な増大（いわゆる「請求のコブ」）が生じていたが、2008 年 9 月末で「請求のコブ」は終了し、2009 年の審査請求件数は大幅に減少した。2014 年の審査請求件数は、245,535 件（前年比 2.2% 増）であり、前年に比べて微増した。

③審査の迅速化

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加、並びに条約により国際調査報告¹及び国際予備審査報告²の作成期限が定められている PCT 国際出願件数の高止まり等、特許審査における審査処理の負担が増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ的確な審査を行うため、約 500 名の任期付審査官の採用や先行技術文献調査の拡充等の様々な取組³を着実に実施することにより、審査体制の強化や審査の効率化を図ってきた。さらに、出願人の国際的な出願件数を増やすこと、出願人による審査請求前の調査を充実させて特許とならない出願の審査請求を削減すること等、特許出願についての量から質への転換や知財戦略の深化を出願人に促した。その結果、2013 年度

I-1-4 図

各国特許庁における「権利化までの期間」（標準審査期間）及び「一次審査通知までの期間」
2013 年平均

	権利化までの期間 (標準審査期間)	一次審査通知までの期間
JPO（日本国特許庁）	18.8 か月	12.5 か月
USPTO（米国特許商標庁）	28.6 か月	17.4 か月
EPO（欧州特許庁）	36.1 か月	9.2 か月
SIPO（中国国家知識産権局）	22.2 か月	10.9 か月
KIPO（韓国特許庁）	19.1 か月	13.2 か月

※ JPO は 2013 年度平均

(資料)IP5 Statistics Report 2013 を元に特許庁作成

末に、一次審査通知までの期間は 10.4 か月となり、2004 年に掲げた長期目標である 11 か月を達成した。また、我が国や米国、欧州等では、一次審査通知までの期間のみではなく権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まっており、新たな 10 年目標として、今後 10 年以内（平成 35 年度（2023 年度）まで）に特許の「権利化までの期間⁴」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内とするという目標を設定した。

④特許審査実績

2013 年度末に、この 10 年來の目標であった FA11 を達成した。その間に、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るために、海外を含む知財戦略の重要性が一層増している。また、中国をはじめとした新興国各国のプレゼンスが向上する等、知的財産をめぐる社会情勢が大きく変容しており、各國政府間で如何にイノベーションを喚起し得る知財システムを構築するかという制度間競争が活発化している。我が国特許庁がこの制度間競争の中で世界をリードするためには、信頼性の高い的確な審査を適時に行い、国内外に対して質の高い審査結果を発信していくことが必要である。そのために「世界最速・最

1. PCT 国際出願がなされ、国際調査機関として選択された特許庁の審査官が関連のある先行技術を調査し、作成する報告

2. 国際予備審査における最終的な審査官の判断について、審査官が作成する報告

3. 第 2 部第 1 章 I. (1) 参照

4. 出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。

「高品質の特許審査」を実現することを目標に掲げ、2014年は以下の取組を行った。

まず、審査の品質監査や管理職による決裁の充実等、審査の品質管理への取組を一層強化するとともに、特許分類について国際的な調和を目的とした再整備や、審査基準の抜本的見直し、面接審査の充実等ユーザーとのコミュニケーションの強化等、審査の質の向上に繋がる取組に注力した。

また、技術開発の発展に伴い、出願内容が高度化・複雑化していることに加え、中国等の諸外国の特許文献・技術文献が急増するなど外国語文献の先行技術調査にかかる負担が増加している中、審査請求される件数に見合う一次審査件数を処理することにより、一次審査通知までの期間を短縮した状態を堅持しつつ、権利化までの期間についても短縮を図った。

上記のとおり、迅速性をさらに推進しつつ、

審査の質の向上に注力した結果、2014年の一次審査件数は255,001件であった。また、特許査定件数は205,711件、拒絶査定件数は88,467件、特許登録件数は227,142件であった。

我が国特許庁が国際調査機関として作成した国際調査報告の件数については、国際出願件数の微減に伴い、2014年は40,079件であったが、引き続き高い水準を維持している。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求

特許出願件数や審査請求件数は、近年漸減傾向であるものの、出願年別に見た特許登録件数に目を向ければ増加傾向にある。このことから、出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳選を行うことが根付き、企業等における知財戦略において量から質への転換が図られつつあることが窺える。

I-I-5図 特許審査実績の推移

実 績	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
一 次 審 査 件 数	361,439	377,089	363,876	369,679	356,179	255,001
再 着 審 査 件 数	306,018	336,613	327,736	338,738	329,409	283,085
国 際 調 査 報 告 作 成 件 数	28,927	29,993	35,633	40,529	42,384	40,079
国 際 予 備 審 査 報 告 作 成 件 数	2,173	1,952	2,198	2,702	2,509	2,190
前 置 審 査 件 数	24,131	26,707	25,739	23,851	23,168	22,972
合 計	722,688	772,354	755,182	775,499	753,642	603,327

(備考)前置審査件数は、前置登録件数¹、前置報告件数²、前置拒絶理由件数の合計。

I-I-6図 最終処分実績の推移

実 績	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特 許 査 定 件 数	178,227	205,652	220,495	254,502	260,046	205,711
拒 絶 査 定 件 数	171,396	164,639	138,784	120,896	108,544	88,467
(うち戻し拒絶査定件数)	105,004	100,951	84,419	70,297	60,356	41,477
FA後取下げ・放棄件数	5,169	4,600	5,433	5,566	4,090	2,562
特 許 登 録 件 数	193,349	222,693	238,323	274,791	277,079	227,142
特 許 査 定 率	50.2%	54.9%	60.5%	66.8%	69.8%	69.3%
拒 絶 査 定 率	49.8%	45.1%	39.5%	33.2%	30.2%	30.7%

(備考)戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数

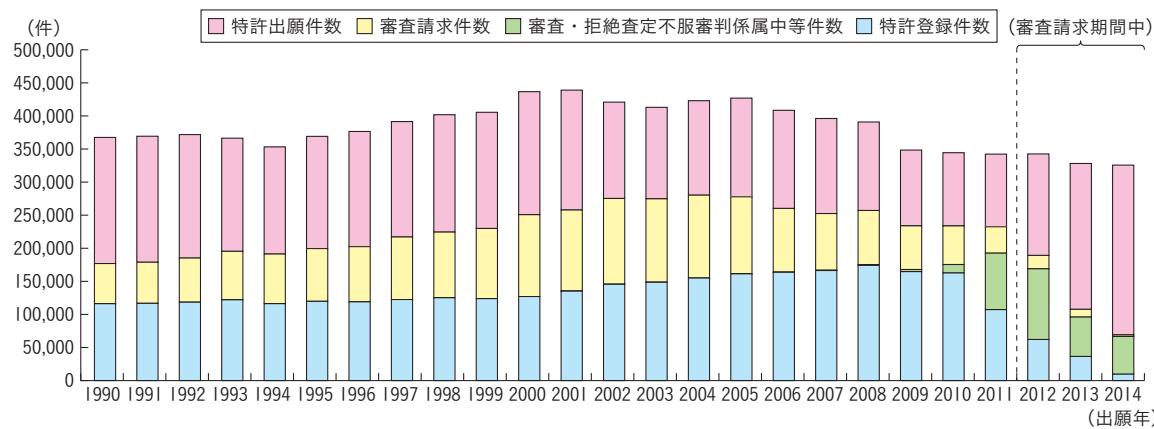
特許査定率=特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率=(拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

(資料)特許庁作成

1. 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数
2. 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数

I-1-7 図 出願年別で見る特許出願件数と審査請求件数と特許登録件数の推移（1990-2014）



(備考)特許登録件数の数値は2015年5月19日時点での暫定値。

2012年から2014年の審査請求件数の数値は2015年5月19日時点での暫定値。

延長登録出願件数は、特許出願件数に含まない。

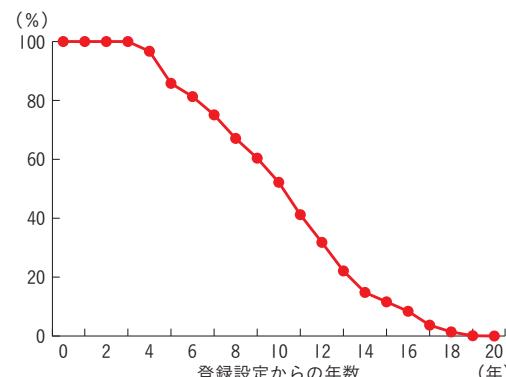
(資料)統計・資料編 第2章2.(1)(4)

⑥特許権の現存率

日本における特許権の登録設定からの年数毎の現存率は、登録設定から5年後で86%、10年後で52%、15年後で12%程度に減少している。

日本における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2014年末に162万件に達し、2005年の102万件の約1.6倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2014年末に30万件に達し、2005年の11万件の約2.8倍となった。

I-1-8 図 特許権の現存率



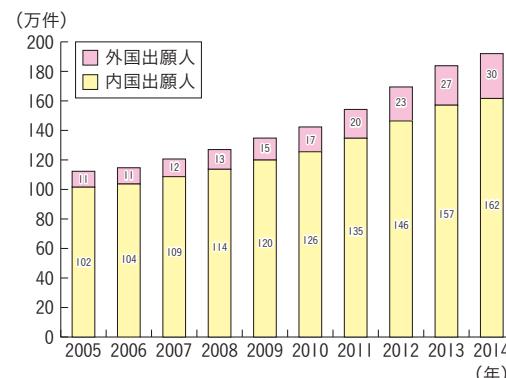
(備考)・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。

・2014年末現在の数値である。

(資料)統計・資料編 第2章19.(2)

I-1-9 図

内外国出願人別の現存特許権数の推移



(資料)統計・資料編 第2章19.(1)

(2) 主要国・機関における特許出願・登録動向

① 世界の特許出願件数

企業活動のグローバル化の進展や中国等の新興国を中心とした市場の拡大に伴い、世界の特許出願件数は急増している。2004年に157.5万件であった特許出願は、10年間で1.6倍に増加し、2013年には256.8万件に達した。2009年に居住者、非居住者共に出願件数が減少していたが、2010年以降増加に転じており、2013年の世界の特許出願件数は、前年比8.9%増と高い水準を維持している。世界知的所有権機関（WIPO）によると¹、2013年の世界の特許出願件数の伸びは、主に中国国家知識産権局（SIPPO）への特許出願件数の大幅な増加によるものであり、SIPPOへの出願が世界全体の3分の1を占めている。これに続いて、米国特許商標庁（USPTO）、さらに日本国特許庁（JPO）への出願件数が多くなっている。

非居住者による出願はこの10年間で見ると増加傾向にあり、非居住者による特許出願の状況を見ると、2004年の60.2万件から2013年には86.0万件と、10年間で1.4倍に増加した。2013年には全体の3分の1を占める状況にある。こうした世界規模での特許出願件数の増加は、企業活動のグローバル化に加え、世界全体での知的財産の保護意識や保護水準が着実に高まっていることの現れであると考えられる。特に、非居住者による2004年のPCT国際出願における国内移行件数が28.2万件であったのに対し、2013年には47.6万件となり、PCT国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

② 世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2004年には年間62.1万件の登録であったのに対し、2013年には117.0万件と10年間で約1.8倍に増加した。この世界の登録件数のう

I-I-I-10 図 世界の特許出願件数の推移

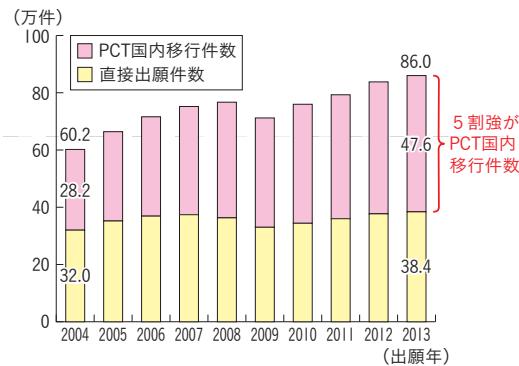


(備考)PCT国際出願に基づくPCT国内移行件数を含む。

(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

I-I-I-11 図

非居住者による特許出願件数の出願ルート別内訳の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

ち、非居住者による登録はこの10年間で約1.7倍に増加し、2013年には全体の4割弱を占める状況にある。

2013年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、日本からの特許登録件数は34.0万件と最も多く、米国24.4万件、中国15.4万件と続いている。世界の特許登録件数のうち、29.1%が日本の居住者による特許登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることがわかる。

1. http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2014/article_0018.html

I-I-12 図 世界の特許登録件数の推移



(備考)PCT国際出願に基づくPCT国内移行件数を含む。

(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

③世界のPCT国際出願の動向

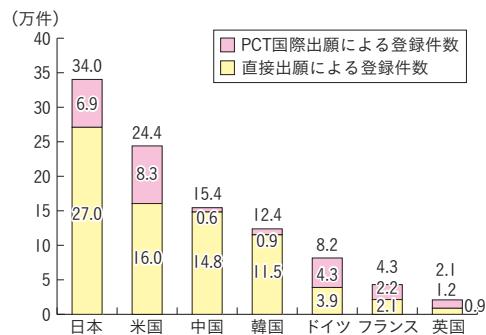
PCT国際出願件数について見ると、2014年は前年比4%増の213,568件であり、前年に引き続き、過去最高となった。

PCT国際出願件数を出願人の居住国別に見ると、2014年の日本からの出願件数は前年からはほぼ横ばいの42,380件であったが、2010年の件数と比較すると31.5%増となっており、米国に次ぐ2位を維持している。このPCT国際出願件数の増加は、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと及び知的財産権保護の重要性について認識が高まってきたことがその背景であると考えられる。また、日本、中国からの出願件数の増加もPCT国際出願全体の増加を牽引した。なお、2014年の米国と中国からのPCT国際出願件数はそれぞれ6.3%及び18.6%の伸びを記録した。

出願人の居住国別の割合を見ると、2014年のPCT国際出願件数上位10か国は、2010年と2014年いずれにおいてもおおむね全体の85%を占めた。米国は2010年に

I-I-13 図

出願人居住国別の世界での特許登録件数
(2013年)



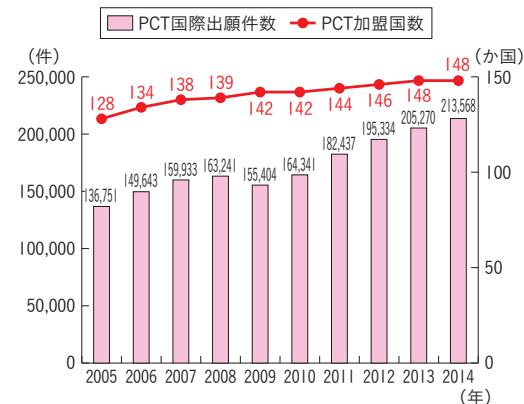
(備考)居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

比べ2014年には1.2ポイント増加し、全体の28.6%を占め、依然としてPCT国際出願件数1位を維持している。日本、中国及び韓国は2010年に比べ2014年にはそれぞれ0.2ポイント、4.4ポイント及び0.3ポイント増加して、全体の19.8%、11.9%及び6.1%を占め、2014年は日本、中国及び韓国の3か国で世界のPCT国際出願件数の3分の1以上(37.8%)を占めた。

I-I-14 図

PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移



(資料)PCT加盟国数はWIPOウェブサイト、PCT国際出願件数はWIPO Statistics on the PCT Systemを基に特許庁作成

I-1-15 図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移

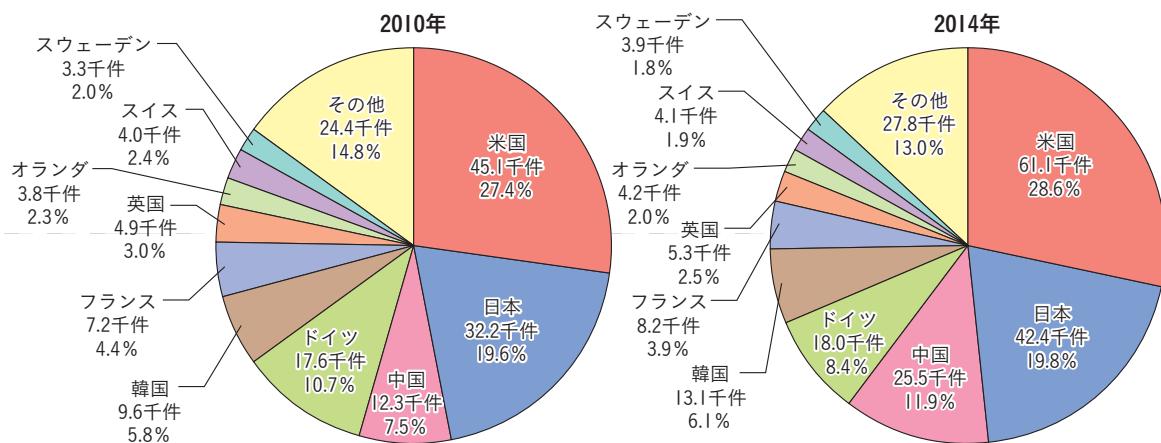


(備考)各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料)WIPO Statistics on the PCT System を基に特許庁作成

I-1-16 図

出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合 (2010 年と 2014 年の比較)

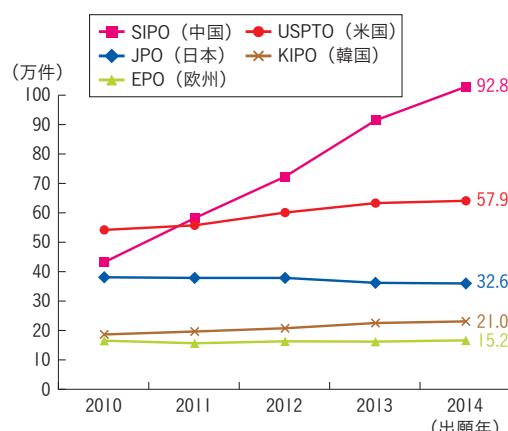


④五大特許庁における特許出願件数

日米欧中韓五大特許庁における特許出願件数の動向を示す。2014年のJPOにおける特許出願は前年より微減し、32.6万件であった。また、五大特許庁の中では、前年と同様、SIPOにおける出願件数の増加（2014年：92.8万件、前年比12%増）が際立っている。

I-1-17 図

五大特許庁における特許出願件数の推移



(資料)下記を基に特許庁作成

JPO 統計資料編 第Ⅰ章 I.

USPTO USPTO ウェブサイト (2010~2013年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2014年)

EPO EPO Annual Report 2013 (European Patent application 参照)

SIPO SIPO ウェブサイト

KIPO KIPO ウェブサイト (2010年~2013年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2014年)

⑤五大特許庁における特許出願構造

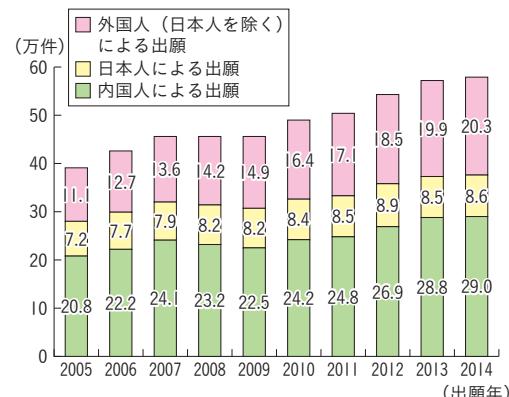
USPTO 及び欧州特許庁 (EPO) では外国人による出願がほぼ半数を占めているのに対し、JPO、Sipo 及び韓国特許庁 (KIPO) では内国人による出願が多い。また、近年、Sipo における内国人による出願件数が大きく増加している。

I-1-18図 JPOにおける特許出願構造



(資料)統計・資料編 第2章4.(1)

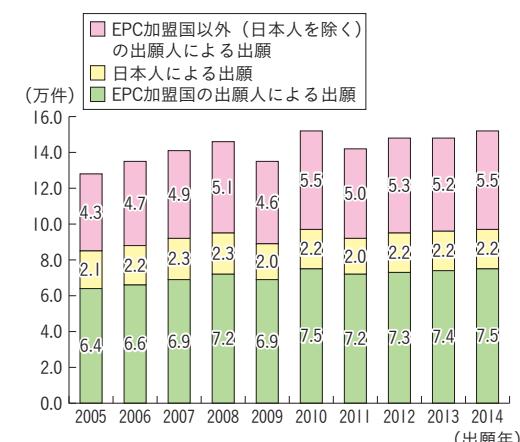
I-1-19図 USPTOにおける特許出願構造



(備考)Utility Patent が対象

(資料)USPTO ウェブサイト (2005年～2013年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2014年) を基に特許庁作成

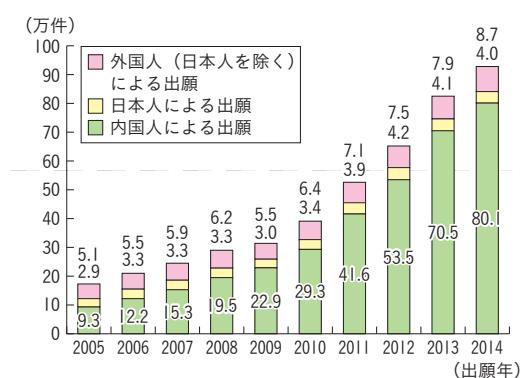
I-1-20図 EPOにおける特許出願構造



(備考)EPC 加盟国は各年末時点における加盟国

(資料)EPO Annual Report 2014 を基に特許庁作成

I-1-21図 Sipoにおける特許出願構造

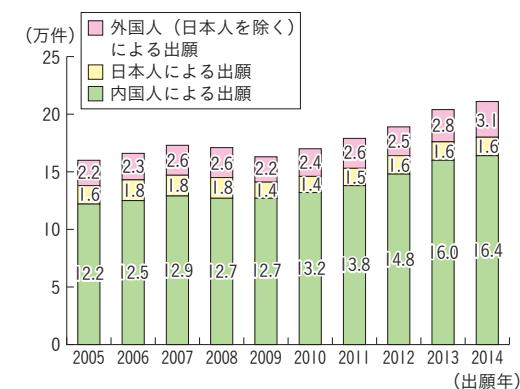


(備考)「内国人による出願」には、台湾から Sipo への出願件数を含む。

2014 年台湾からの出願件数 10,491 件。

(資料)Sipo Annual Report 及び Sipo ウェブサイトを基に特許庁作成

I-1-22図 KIPOにおける特許出願構造



(資料)KIPO Annual Report (2005～2013年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値)

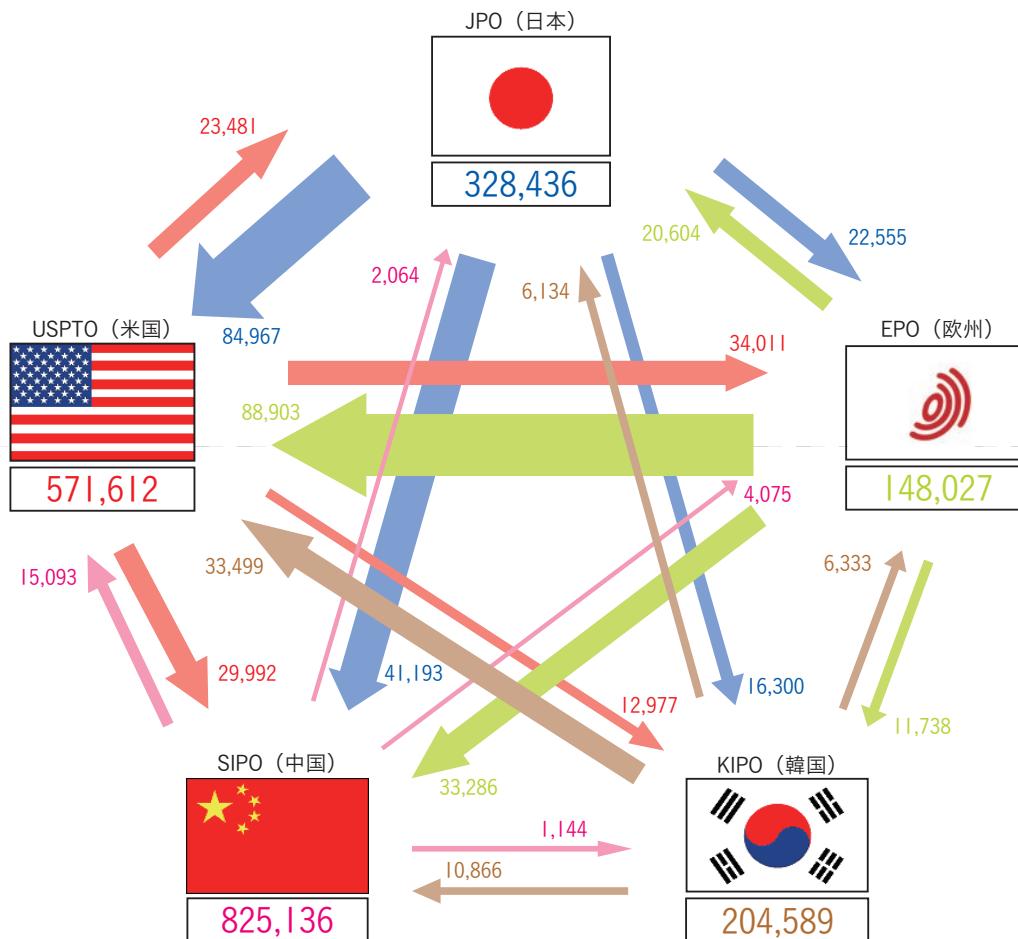
(2014年) を基に特許庁作成

⑥五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数

2013年における五大特許庁間の特許出願件数を見ると、JPO、EPO、SIPO、KIPOから他庁への出願は、いずれもUSPTOへのも

のが最も多く、USPTOからはEPO、SIPO、続いてJPOの順である。また、特許登録についても出願状況を反映し、JPO、EPO、SIPO、KIPOから他庁への出願の登録件数は、USPTOへのものが最も多い。

I-1-23 図 五大特許庁間の特許出願状況 (2013年)



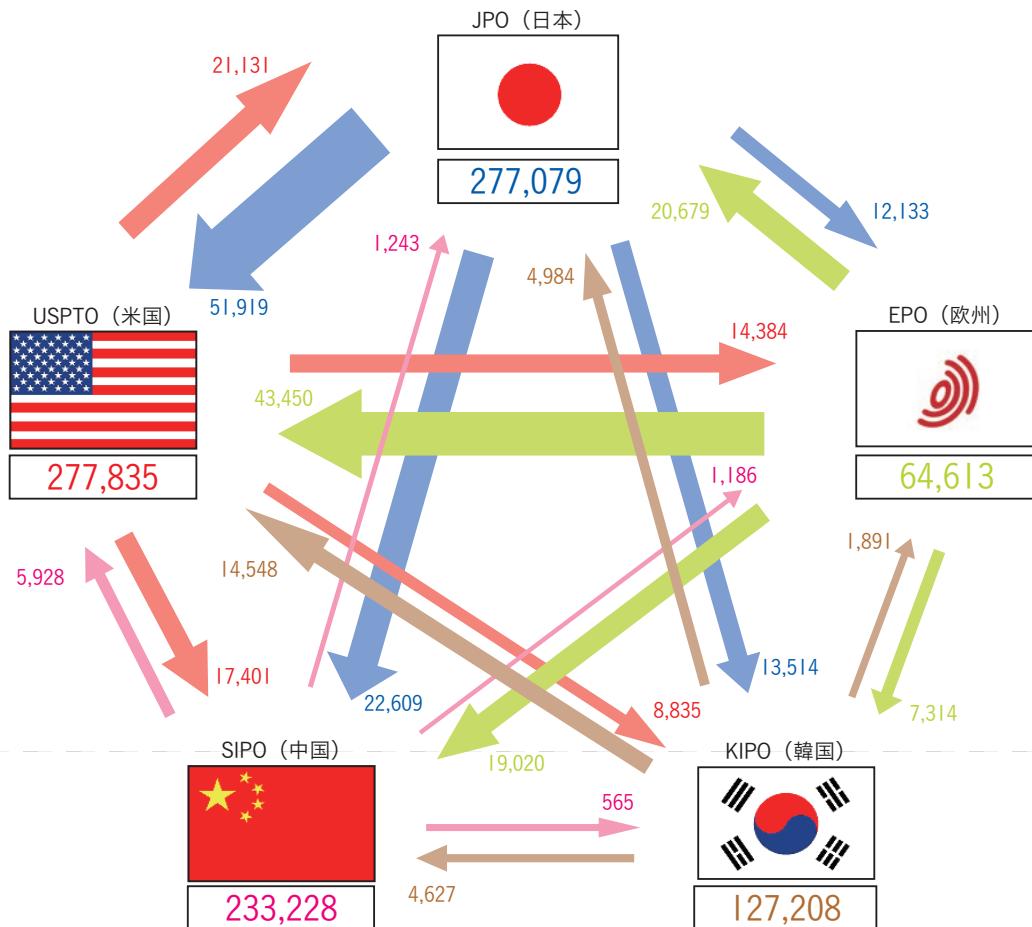
(備考)・USPTOはUtility Patentが対象

- ・枠内の数値は、各国・機関における2013年の特許出願件数の合計を示す。
- ・欧州からの件数は、2013年末時点におけるEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
- ・EPOへの件数は、EPOへの出願件数のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

(資料)下記を基に特許庁作成

- JPO 統計資料編2014年版 第4章2.(I)
- USPTO USPTOウェブサイト
- EPO EPO Annual Report 2014
- SIPO SIPOウェブサイト
- KIPO KIPOウェブサイト

I-1-24 図 五大特許庁間の特許登録状況（2013年）



(備考)・USPTO は Utility Patent が対象

・枠内の数値は、各国・機関における 2013 年の特許登録件数の合計を示す。

・欧州からの件数は、2013 年末時点の EPC 加盟国の出願人による登録件数を示す。

・EPO への件数は、EPO への特許査定件数のみを計上しており、各 EPC 加盟国への登録件数は含まれていない。

(資料)下記を基に特許庁作成

JPO 統計資料編 2014 年版 第 4 章 3. (I)

USPTO USPTO ウェブサイト

EPO EPO Annual Report 2014

SIPO SIPO ウェブサイト

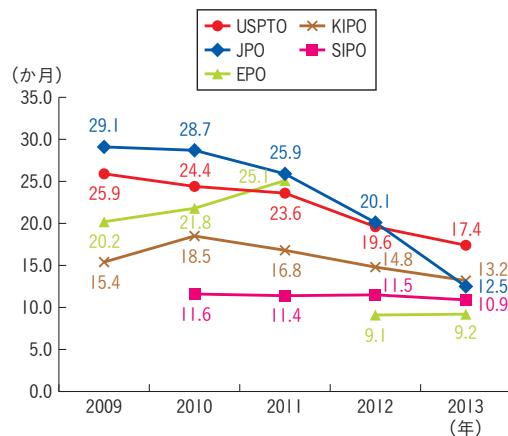
KIPO KIPO ウェブサイト

⑦五大特許庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間
制度ユーザー等の要望に応えるため、各庁は一次審査通知までの期間を短縮する努力を行っている。JPO は、一次審査通知までの期間を 29.3 か月（2008 年）から順調に短縮し、2013 年度末に該期間を 10.4 か月とした。USPTO は 2009 年、KIPO は 2010 年以降連続して一次審査通知までの期間を短縮してきている。SIPO は 2013 年の一次審査通知までの期間は前年と比較して若干短くなっている。EPO は 2012 年に一次審査通知までの期間及び最終処分期間の算出方法の変更を行い、一次審査通知までの期間を大幅に短縮している。なお、各庁の一次審査通知までの期間及び

最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっているため、その比較には注意を要する。

I-1-25 図

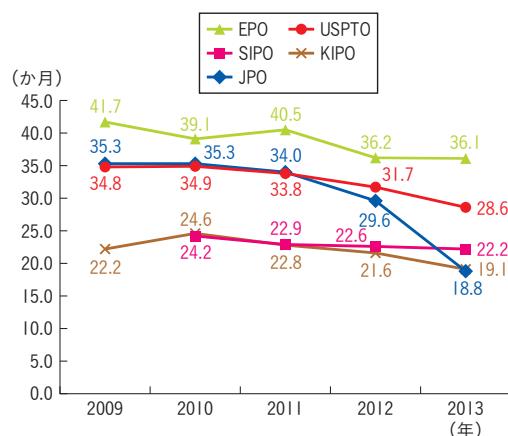
五大特許庁の一次審査通知までの期間の推移



(備考)・JPO 及び KIPO は審査請求日から一次審査までの平均期間
 ・JPO の 2013 年の数値は年度平均
 ・USPTO は、出願日から一次審査までの平均期間
 ・EPO は 2012 年に一次審査通知までの期間の算出方法を変更している。
 2008 年～2011 年 出願日から一次審査までの平均期間
 2012 年～2013 年 出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値
 ・SIPO は審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間
 (資料) IP5 Statistics Report 2013 を基に特許庁作成

I-1-26 図

五大特許庁の最終処分期間の推移



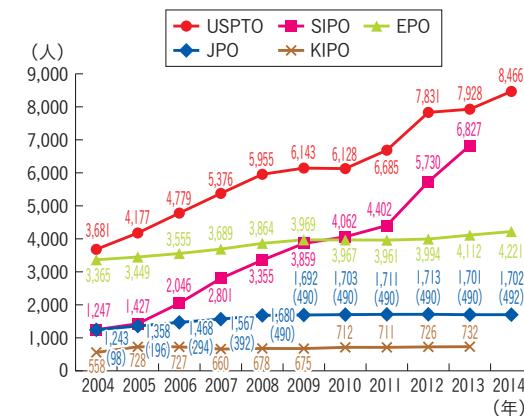
(備考)・JPO は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。）
 ・JPO の 2013 年の数値は年度平均
 ・KIPO は、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値
 ・USPTO は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）
 ・EPO は、2012 年に最終処分期間の算出方法を変更している。
 2008 年～2011 年 各年の年末における審査順番待ち件数を、各年の 1 か月あたりの最終処分件数で除した値
 2012 年～2013 年は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値
 ・SIPO は実体審査開始から最終処分までの平均期間
 (資料) USPTO, EPO, SIPO, KIPO は、IP5 Statistics Report 2013 を基に特許庁作成

⑧五大特許庁の特許審査官数

必要な審査体制の整備、強化を図るためにあたり各庁は審査官の増員を行っており、2005 年から 2014 年までの 10 年間で、USPTO は 4,289 人、EPO は 772 人、SIPO は 2005

年から 2013 年までの間に 5,400 人の審査官増員を行った。JPO においても任期付審査官の増員等を行っており、2004 年と 2014 年を比較すると合計約 500 人の審査官の増員が行われた。

I-1-27 図 五大特許庁の審査官数の推移



(備考) JPO の 2005 年～2014 年の括弧内は任期付審査官数

(資料) 下記を基に特許庁作成

USPTO Annual Report 2014

SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW 2014 No.1

EPO IP5 Statistics Report 2013 及び EPO Annual Report 2014

JPO 統計・資料編 第 5 章 4.

KIPO Annual Report 2013

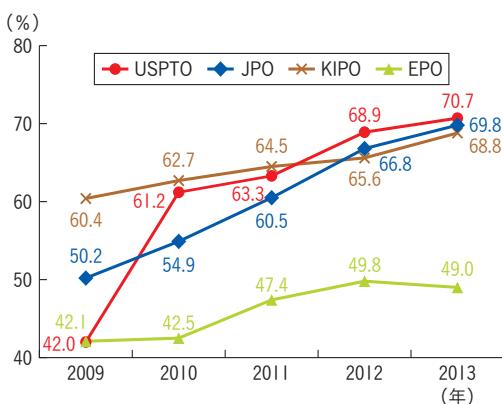
⑨主要特許庁の特許査定率

KIPO と USPTO の特許査定率は、連続して増加傾向にあり（USPTO は 2010 年以降、特許査定率の算出方法が変更されている点に注意。）、2013 年にはそれぞれ前年比 3.2 ポイント、1.8 ポイント増の 68.8 %、70.7 % であった。他方、EPO の特許査定率は前年比 0.8 ポイント減の 49.0 % であった。また、JPO の特許査定率は 2013 年には前年比 3.0 ポイント増の 69.8 % であった。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっているため、その比較には注意を要する。

I-1-28図

主要特許庁の特許査定率の推移



(備考)各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

- ・JPO 特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下げ・放棄件数)
- ・USPTO 2010年以降特許査定率の算出方法を変更している。
2008年～2009年 特許許可件数/処理件数
2010年～ 特許証発行件数/処理件数
- ・EPO 特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+放棄件数)
- ・KIPO 特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下げ件数)

※ SIPO は特許査定率を公表していない。

(資料) IP5 Statistics Report 2013 を基に特許庁作成

⑩主要特許庁における特許登録構造及びEPOにおける特許査定構造

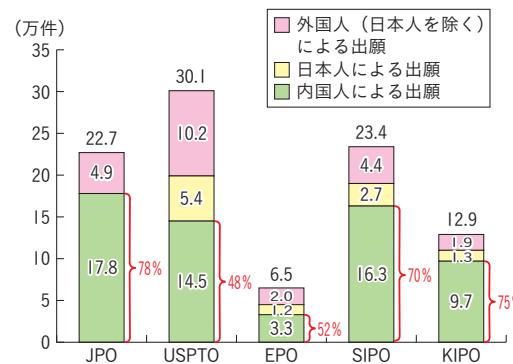
USPTO 及び EPO では内国（域内）人による登録はほぼ半数程度であるのに対し、JPO、SIPO、KIPO における内国人による登録はそれぞれ、78%、70%、75%を占めており、登録構造に大きな違いがみられる。

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2004年は 141,607 件であったが、この 10 年で 1.4 倍に増加し、2013 年は 201,410 件であった。

I-1-29図

2014 年の主要特許庁における特許登録件数及び EPO における特許査定件数



(備考)EPO については、特許査定件数を記載

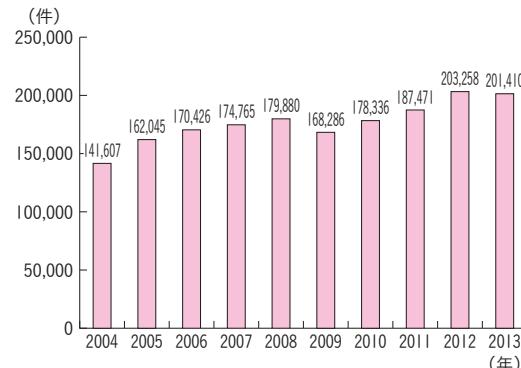
EPO については、「内国人による登録」は、「EPC 加盟国の出願による登録」を、「外国人（日本人を除く）による登録」は「EPC 加盟国以外（日本人を除く）の出願による登録」を示す。

(資料)下記を基に特許庁作成

- JPO 統計資料編 第1章 I.
USPTO USPTO ウェブサイト
SIPO SIPO ウェブサイト
KIPO KIPO 提供資料（暫定値）(2014 年)
EPO EPO Annual Report 2014

I-1-30図

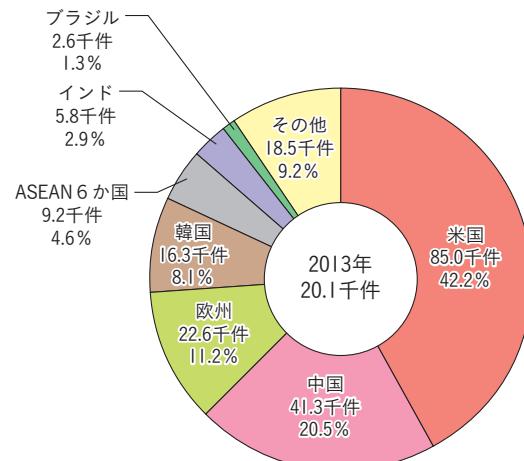
日本から海外への特許出願件数の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-31図

日本から海外への特許出願件数の割合（2013年）



⑫日米欧出願人のグローバル出願率¹

我が国出願人のグローバル出願率は、2008年以降漸増し、2012年には31%に達したが、米国・欧州出願人のグローバル出願率、約50%と比べると、依然低い。

⑬日本人による主要特許庁への特許出願

2014年の日本人による主要特許庁への出願は、それぞれUSPTOへ85,540件（前年比0.7%増）、SIPOへ40,460件（同1.8%減）、EPOへ22,018件（同2.4%減）及びKIPOへ15,663件（同4.0%減）であった。

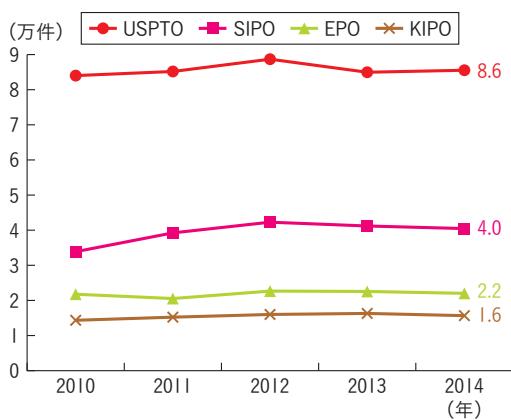
I-I-32図

日米欧出願人のグローバル出願率の推移



(資料)特許庁作成

I-I-33図 日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移



	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
USPTO	84,017	85,184	88,686	84,967	85,540
SIPO	33,882	39,231	42,278	41,193	40,460
EPO	21,767	20,538	22,659	22,555	22,018
KIPO	14,346	15,234	16,004	16,300	15,663
合計	154,012	160,187	169,627	164,475	163,681

(備考)USPTO Utility Patentが対象

(資料)下記を基に特許庁作成

USPTO USPTOウェブサイト（2010～2013年）及びUSPTO提供資料（暫定値）（2014年）

SIPO SIPOウェブサイト

EPO EPO Annual Report 2014

KIPO KIPOウェブサイト（2010～2013年）及びKIPO提供資料（暫定値）（2014年）

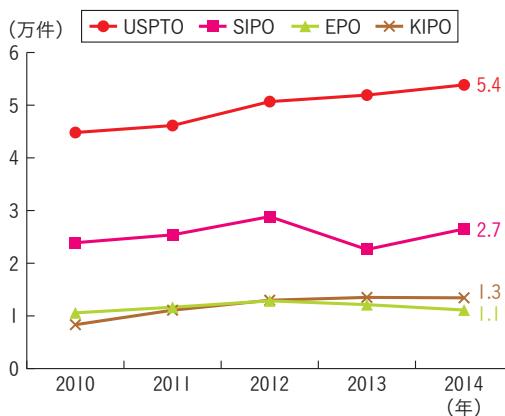
1. グローバル出願率とは、各国特許庁になされる各年の特許出願のうち、外国にも特許出願される件数の比率。外国出願した国数は、グローバル出願率に影響を及ぼさない。なお、特許出願には、国内出願に基づかず直接各國特許庁に出願された特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を含む。我が国出願人のグローバル出願率は、特許庁データを利用して作成した。米国出願人・欧州出願人のグローバル出願率は、WPI(World Patents Index)データを利用して作成した。WPIデータは、データ取得時に公開された案件を対象としている。

⑭日本人による主要特許庁での特許登録

2014年の日本人によるUSPTOにおける特許登録件数は53,849件（前年比3.7%増）、SIPPOにおける特許登録件数は、26,501件（前年比17.2%増）、KIPOにおける

特許登録件数は13,432件（前年比0.6%減）であった。また、EPOにおける日本人による特許査定件数は、11,120件（前年比8.3%減）であった。

I-I-34図 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
USPTO	44,813	46,139	50,677	51,919	53,849
SIPPO	23,890	25,387	28,847	22,609	26,501
EPO	10,586	11,650	12,856	12,133	11,120
KIPO	8,332	11,083	12,980	13,514	13,432
合計	87,615	94,258	105,359	100,177	104,902

(備考)・USPTO Utility Patent が対象
・EPO 特許査定件数を表す。

(資料)下記を基に特許庁作成

USPTO USPTO ウェブサイト

SIPPO SIPPO ウェブサイト

EPO EPO Annual Report 2013

KIPO KIPO ウェブサイト（2010～2013年）及び KIPO 提供資料（暫定値）（2014年）

2012年：KIPO 提供資料（暫定値）

⑮外国人による日本への特許出願

2014年の外国人による日本への特許出願件数は、2013年と比べ増加し、60,028件であった。

2014年は米国と欧州からの出願が外国人による日本への特許出願件数の78%を占めた。近年韓国からの出願は微増傾向にあったが、2014年は前年比7.3%減の5,682件であり、外国人による日本への特許出願件数のうち9.5%を占めた。

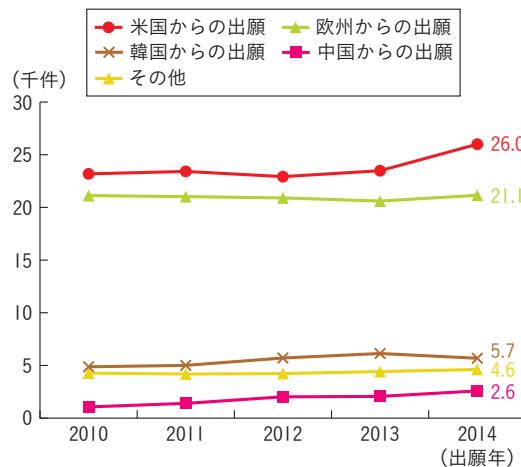
また、近年中国からの出願は増加傾向にあり、2014年は前年比25%増の2,583件であった。その件数は欧米や韓国からの出願に比べ依然として少ない。

⑯外国人による日本での特許登録

2014年の外国人による日本での特許登録件数は、2013年と比べ4%減の49,392件であった。2014年は、米国又は欧州からの出願に基づく登録が外国人による日本での特許登録件数の81%を占めた。また、韓国からの出願に基づいた2014年の登録は4,336件であり、9%を占めた。

中国からの出願に基づく登録は、2013年は前年と比較して1.3倍の1,560件で、引き続き増加傾向にあるが、外国人による日本での特許登録件数に占める割合は3%程度である。

I-1-35 図 外国人による日本への特許出願件数の推移



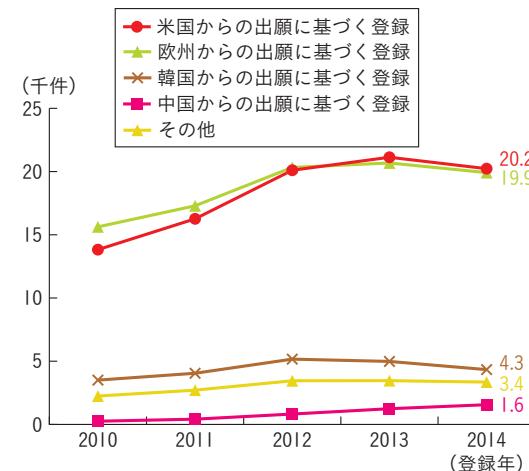
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対合計比(2014年)
米国からの出願	23,183	23,414	22,922	23,481	25,996	43.3%
欧州からの出願	21,122	21,023	20,899	20,604	21,147	35.2%
韓国からの出願	4,872	5,007	5,708	6,134	5,682	9.5%
中国からの出願	1,063	1,401	2,022	2,064	2,583	4.3%
その他	4,277	4,185	4,232	4,422	4,620	7.7%
合計	54,517	55,030	55,783	56,705	60,028	

(備考)・欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願件数及びPCT国内移行件数を含む。

(資料)・統計・資料編 第4章2.(1)

I-1-36 図 外国人による日本での特許登録件数の推移



	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対合計比(2014年)
欧州からの出願に基づく登録	15,626	17,292	20,329	20,679	19,917	40.3%
米国からの出願に基づく登録	13,824	16,262	20,103	21,131	20,229	41.0%
韓国からの出願に基づく登録	3,505	4,048	5,165	4,984	4,336	8.8%
中国からの出願に基づく登録	255	416	822	1,243	1,560	3.2%
その他	2,246	2,711	3,455	3,462	3,350	6.8%
合計	35,456	40,729	49,874	51,499	49,392	

(備考)・欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願及びPCT国内移行に基づく登録件数を含む。

(資料)・統計・資料編 第4章3.(1)

(3) 新興国における特許出願動向

① BRICS¹、ASEANにおける特許出願件数

a. BRICS

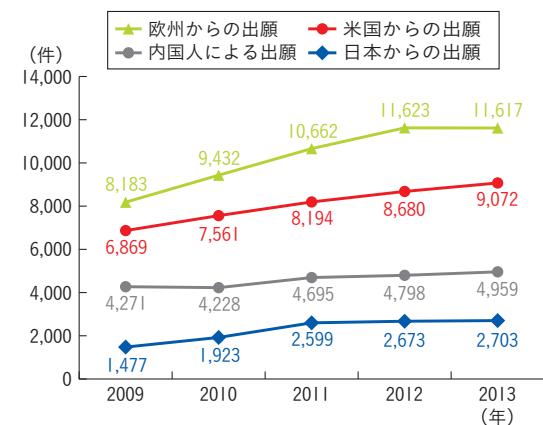
ブラジル、ロシアにおける過去5年間の特許出願件数の推移には、大きな傾向の変化はなく、ブラジルでは欧州、米国からの出願比率が高い。インドにおいては、2011年には欧州、米国からの出願が頭打ちとなったものの、内国人による出願件数は増加傾向にある。また、中国においても、内国人による特許出願件数が大きな伸びを示しており、この伸びが世界の特許出願件数第1位となった大きな要因となっている。

b. ASEAN

2013年のASEAN諸国（タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア）における特許出願（ベトナム、マレーシア、インドネシアについては実用新案登録出願を含む）について見ると、日本はタイ、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、マレーシアにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている。タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアにおける日本からの出願件数は近年大きく伸びている。なお、タイにおいて、2010年の特許出願件数が一時的に減少しているのは、2009年のPCT加盟を受け、PCTを利用した国際出願が2011年以降に表れてくるためと考えられる。シンガポールにおける特許出願の件数はほぼ横ばいであるが、内国人による出願は増加傾向にある。

I-1-37図

ブラジルにおける特許出願件数の推移

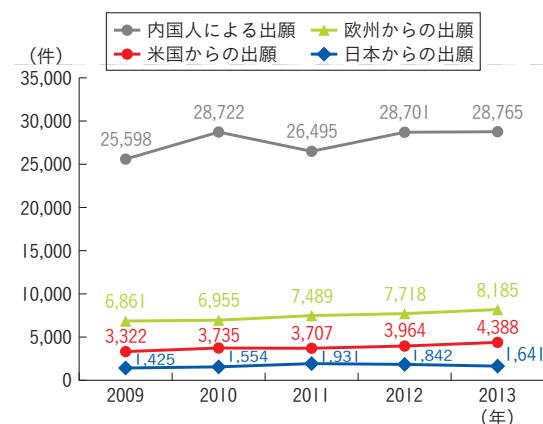


(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

I-1-38図

ロシアにおける特許出願件数の推移

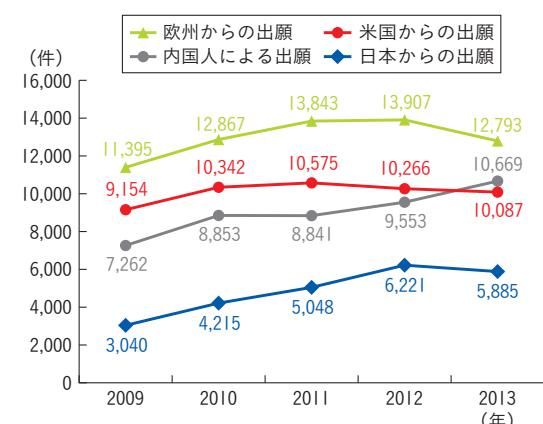


(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

I-1-39図

インドにおける特許出願件数の推移



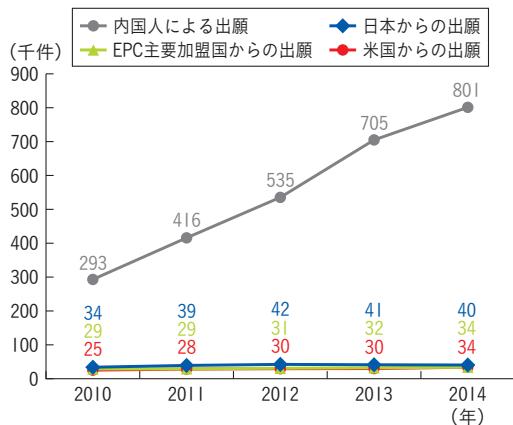
(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

1. 本項においては、南アフリカを除く。

I-1-40図

中国における特許出願件数の推移

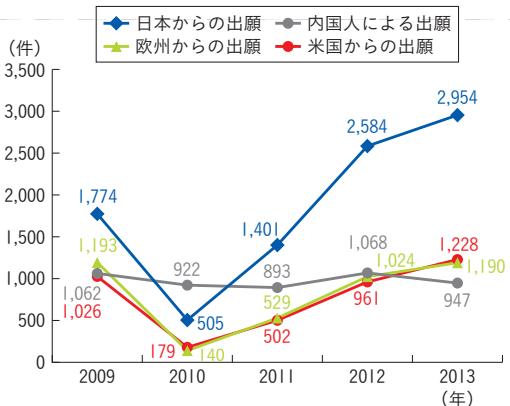


(備考)「EPC 主要加盟国」: イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー (SIPo ウェブサイト (<http://www.sipo.gov.cn/>) による)

(資料)WIPO 統計 (2010年) 及び SIPo ウェブサイト (2011年～2014年) を基に特許庁作成

I-1-41図

タイにおける特許出願件数の推移

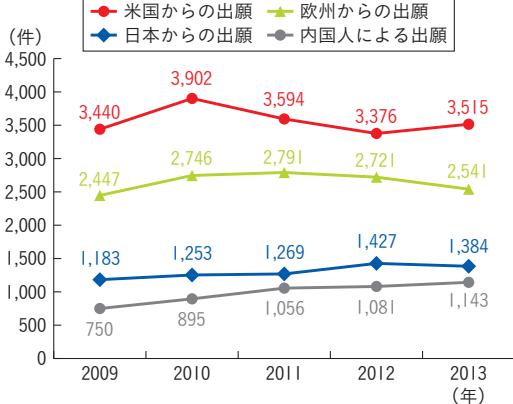


(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

(資料)DIP ウェブサイト (2009～2012年) 及び DIP 提供資料 (2013年) を基に特許庁作成

I-1-42図

シンガポールにおける特許出願件数の推移

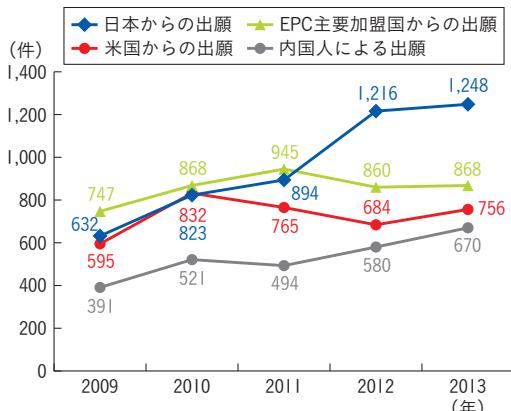


(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-43図

ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願件数の推移



(備考)「EPC 主要加盟国」: イギリス、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー (NOIP Annual Report 2013 (<http://www.noip.gov.vn/>) による)

(資料)NOIP Annual Report 2013 を基に特許庁作成

I-1-44図

マレーシアにおける特許及び実用新案登録出願件数の推移

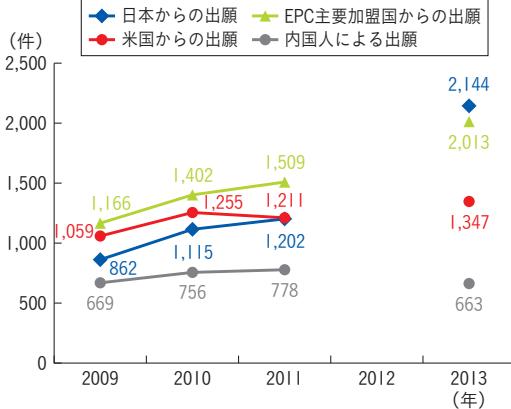


(備考)「EPC 主要加盟国」: イギリス、オランダ、スイス、ドイツ、フランス (MyIPO ウェブサイト (<http://www.myipo.gov.my/>) による)

(資料)MyIPO ウェブサイト (<http://www.myipo.gov.my/web/guest/patentstatistik>) を基に特許庁作成

I-1-45図

インドネシアにおける特許及び実用新案登録出願件数の推移



(備考)「EPC 主要加盟国」: イギリス、オランダ、スイス、ドイツ、フランス

2012年の数値については下記資料にないため不明

(資料)DGIPR ウェブサイト (2009～2011年) 及び WIPO 統計 (2013年) を基に特許庁作成

②BRICS、ASEANにおける特許出願構成

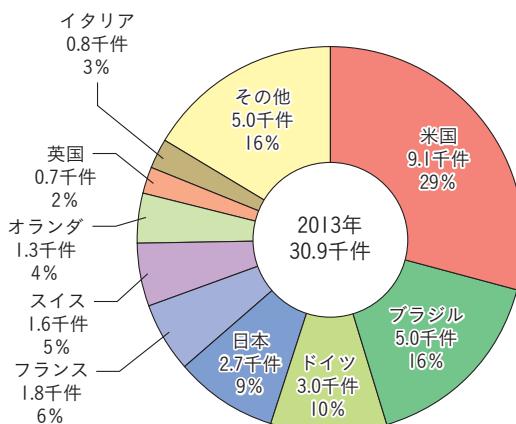
a. BRICS

BRICSにおける出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が小さく、ブラジル16%、インド25%、南アフリカ9%となっている。他方、ロシアにおいては内国人による特許出願が64%、中国においては86%に達している。外国からの特許出願について見ると、ブラジル、ロシア、インド、南アフリカでは米国からの出願が最も多く、ドイツ又は日本がこれに続く。中国においてのみ日本、米国、ドイツの順となっている。

b. ASEAN

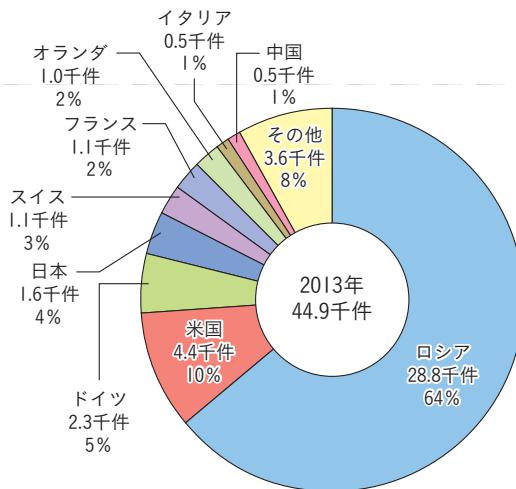
ASEANにおける出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、タイ、ベトナム、インドネシアにおいては日本、これら以外の国においては、米国からの出願割合が大きいことが分かる。また、内国人による出願割合については、タイの21%が最大であり、フィリピンの7%が最小である。外国からの出願件数では、全ての国で、米国、日本、ドイツが上位に入っており、BRICS諸国における出願構成と共通している。

I-1-46図
ブラジルにおける特許出願件数割合



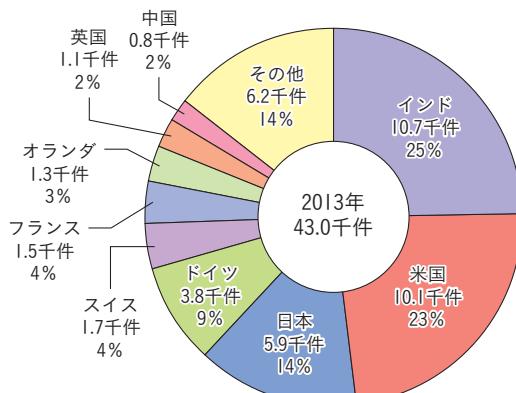
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-47図
ロシアにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

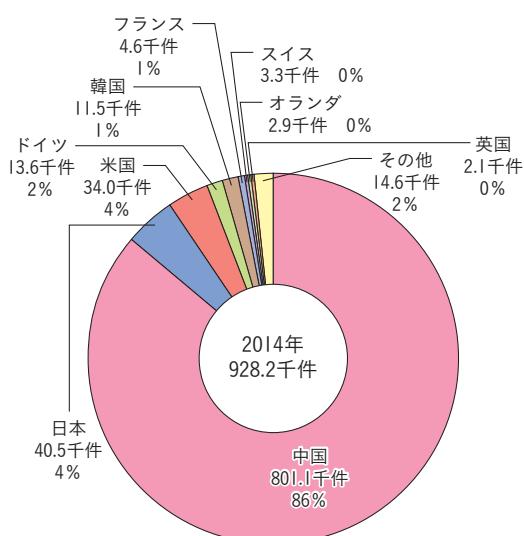
I-1-48図
インドにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-49図

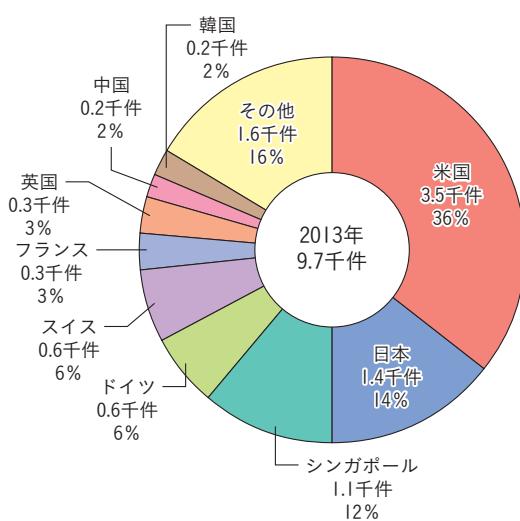
中国における特許出願件数割合



(資料)SIPo ウェブサイトを基に特許庁作成

I-1-52図

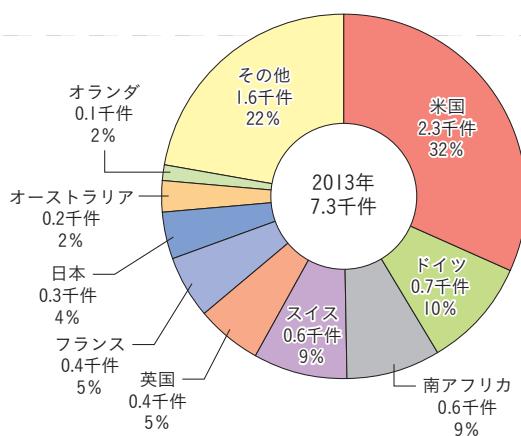
シンガポールにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-50図

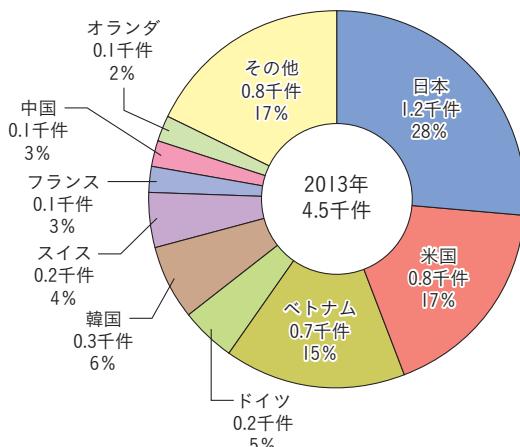
南アフリカにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-53図

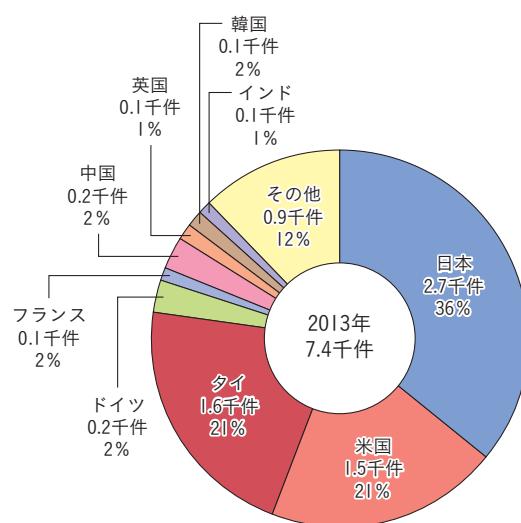
ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願件数割合



(資料)NOIP Annual Report 2013 を基に特許庁作成

I-1-51図

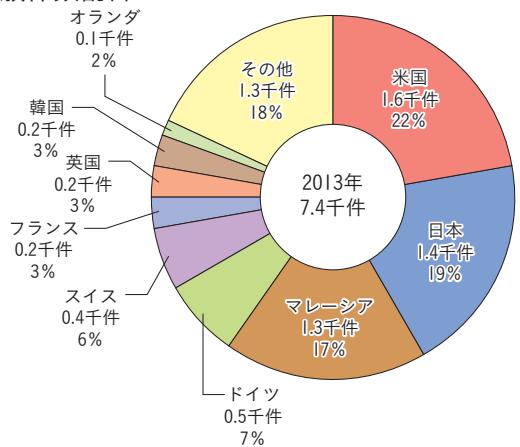
タイにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-54図

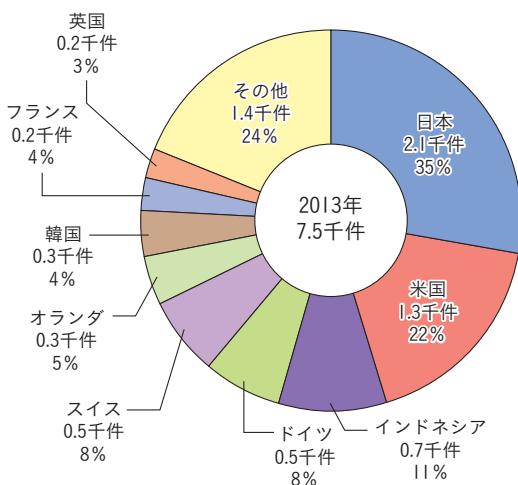
マレーシアにおける特許及び実用新案登録出願件数割合



(資料)MyIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

I-1-55 図

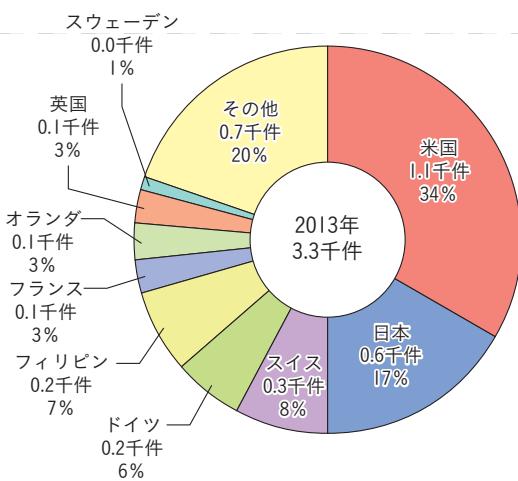
インドネシアにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

I-1-56 図

フィリピンにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

2 実用新案

我が国における実用新案登録出願件数及び実用新案技術評価書作成件数の状況、並びに中国、韓国における出願状況について紹介する。

(1) 我が国における実用新案登録出願件数の推移、実用新案登録件数の推移及び実用新案技術評価書作成の現状

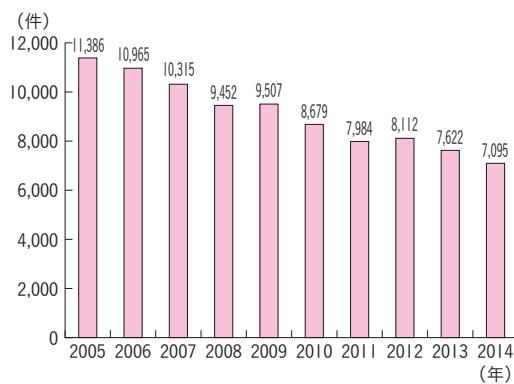
①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案制度の利便性向上を図るため、(i) 実用新案権の存続期間の延長、(ii) 実用新案登録料の引下げ、(iii) 訂正の許容範囲拡大、(iv) 実用新案登録に基づく特許出願の可能化、を柱とする改正実用新案制度が、2005年4月から施行し、実用新案登録出願件数は、2005年に11,386件であった。その後は漸減しており、2014年は7,095件であった。実用新案登録件数も漸減し、2014年は7,017件であった。

②実用新案技術評価書作成件数

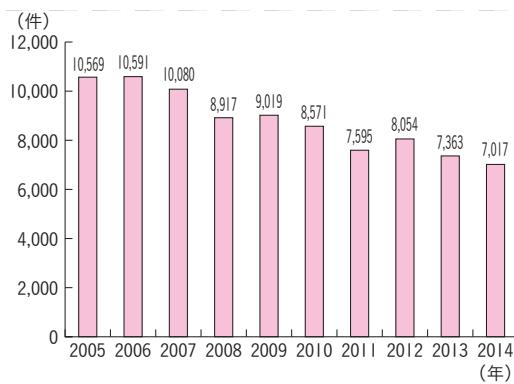
実体審査を行わない新実用新案制度においては、権利行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。この技術評価書は、権利の有効性を判断する材料として、出願された考案に対し、審査官が新規性、進歩性などに関する評価を行い、請求者に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数は減少傾向にあり、2014年は491件(前年比11%減)であった。

I-1-57図 実用新案登録出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第I章3.

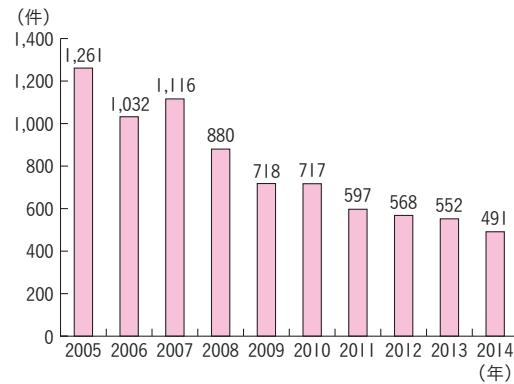
I-1-58図 実用新案登録件数の推移



(資料)統計・資料編 第I章3.

I-1-59図

実用新案技術評価書作成件数の推移



(資料)統計・資料編 第I章3.

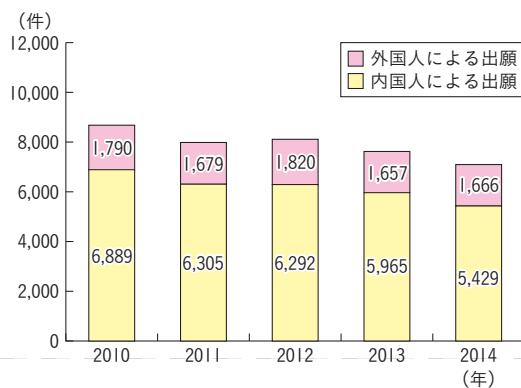
(2) 日中韓における実用新案登録出願

2014年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は5,429件、中国は861,053件、韓国は8,753件であり、日韓が減少傾向、中国についても過去10年以上続いた増加傾向から減少に転じた。実用新案登録出願件数に占める外国人出願の割合は、2010年から2014

年にかけて、日本では20%程度、韓国では3～5%程度で推移している。中国においては、2014年も外国人出願件数は増加したが、外国人出願件数が全体に占める割合は1%未満に過ぎない。また、中国において日本国籍の出願人による出願は増加傾向にある。

I-1-60図

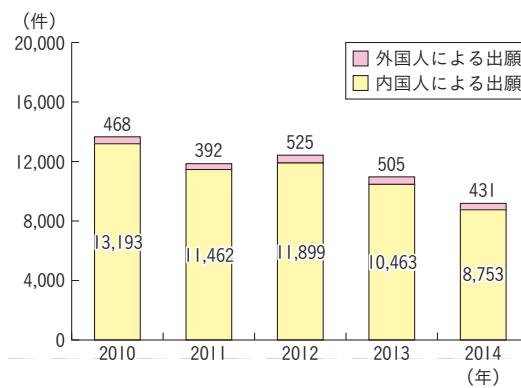
日本における実用新案登録出願構造



(資料)統計・資料編 第2章 4. (2)

I-1-62図

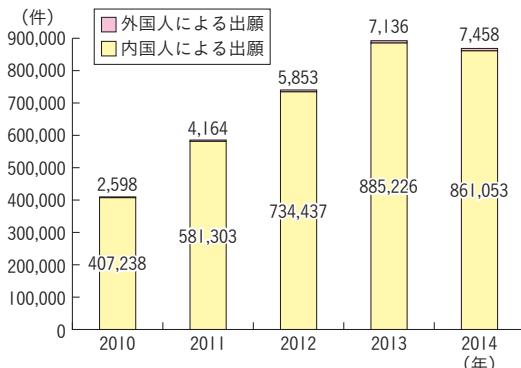
韓国における実用新案登録出願構造



(資料)KIP Annual Report(2010～2013年)及びKIP 提供資料(暫定値)(2014年)を基に特許庁作成

I-1-61図

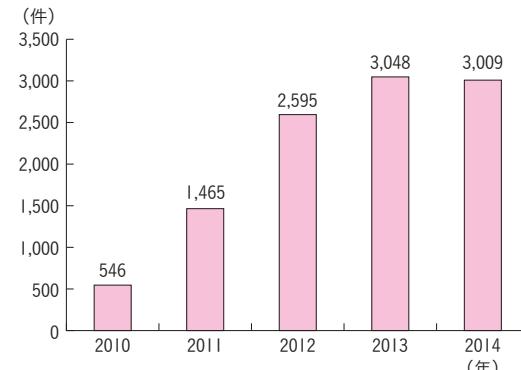
中国における実用新案登録出願構造



(資料)SIPo 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

I-1-63図

中国における日本国籍の出願人の実用新案登録出願件数の推移



(資料)SIPo 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

3 意匠

本節では、我が国における意匠登録出願・登録件数の推移及び意匠審査の現状、主要国・機関における意匠登録出願・登録動向、日米欧中韓間の意匠登録状況比較について紹介する。

(I) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

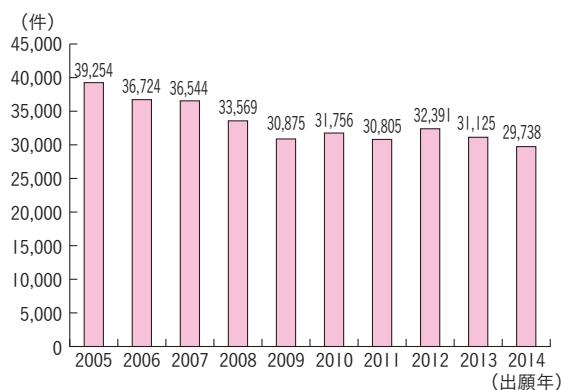
① 意匠登録出願・登録件数

過去10年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、2005年の39,254件をピークに、それ以降は減少傾向が続いているが、2009年以降は多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している。2005年以降の出願件数減少の要因として、我が国企業による意匠出願の海外シフト、企業や事業の統合による新製品開発数の減少及び意匠出願の厳選化が考えられる。

他方、1999年に部分意匠¹が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加しており、2014年は出願件数全体の38%を占めるに至っている。他方、同時期に導入された関連意匠²の利用割合は、出願件数全体の15%弱をほぼ横ばいで推移している。

意匠登録件数は、2005年の32,633件をピークに、多少の増減を繰り返しながら2万件台で推移し、2014年は前年比3.5%減の27,306件であった。

I-1-64図 意匠登録出願件数の推移



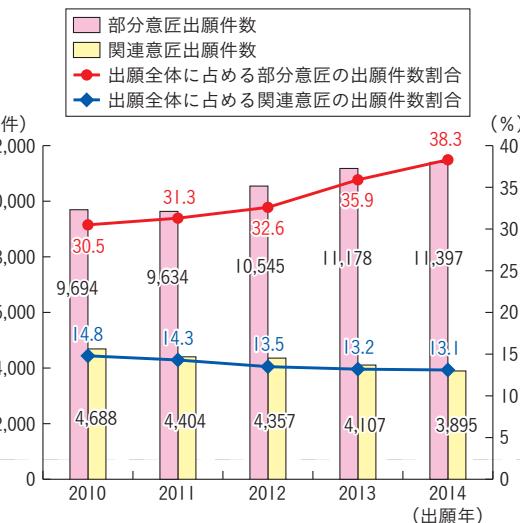
(資料)統計・資料編 第1章5.

1. 「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

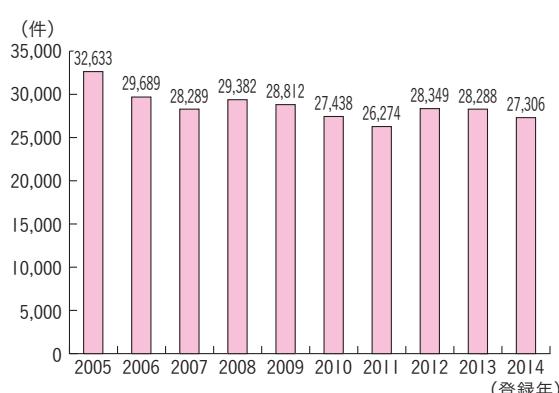
2. 同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999年に導入された。

I-1-65図

部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



I-1-66図 意匠登録件数の推移



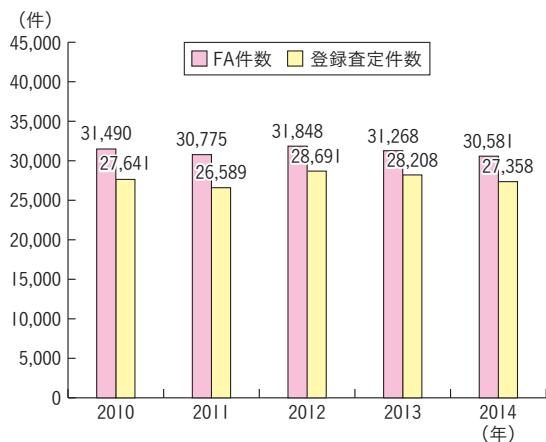
(資料)統計・資料編 第1章5.

② 意匠審査の現状

2014年の意匠審査における一次審査件数(FA件数)は30,581件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移し、登録査定件数は、3万件弱で推移している。また、2014年度における出願から一次審査通知までの期間(FA期間)は平均6.2か月であり、着実に短縮している。

I-1-67 図

意匠審査のFA件数及び登録査定件数の推移



(資料)統計・資料編 第I章5.

I-1-68 図

意匠審査の平均FA期間の推移



(備考)各年度の年度平均値

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

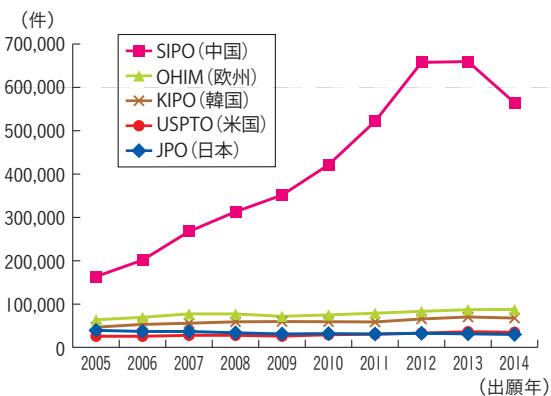
① 主要国・機関における意匠登録出願件数

これまで急激に増加してきた中国の意匠登録出願件数は、2013年に横ばいとなり、2014年には前年比14.4%の大幅な減少に転じた。

その他主要国・機関における2014年の意匠登録出願件数については、欧州(OHIM)（意匠数0.8%増）は微増であったが、日本(4.5%減)、米国(3.6%減)、韓国(意匠数3.5%減)はいずれも対前年比で減少を示した。

I-1-69 図

主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
SIPPO(中国)	163,371	201,322	267,432	312,904	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555
OHIM(欧州)	63,660 (16,808)	69,307 (17,635)	77,277 (19,224)	77,093 (19,239)	71,603 (19,072)	74,868 (20,306)	78,773 (21,310)	83,128 (22,499)	86,826 (23,191)	87,493 (23,695)
KIPO(韓国)	46,615 (45,222)	52,879 (51,039)	55,662 (54,362)	58,912 (56,750)	59,537 (57,903)	59,204 (57,187)	58,571 (56,524)	65,469 (63,135)	70,054 (66,940)	67,593 (64,345)
USPTO(米国)	25,553	25,515	27,752	27,782	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	34,742
JPO(日本)	39,254	36,724	36,544	33,569	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738

(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれOHIM、KIPOへ出願された意匠数を示す(括弧内は出願件数)。

(資料)日本 統計・資料編 第I章5.

米国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: USPTO提供資料(暫定値)

欧州 2005~2013年: WIPO統計、2014年: OHIM提供資料(暫定値)

中国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: SIPPOウェブサイト

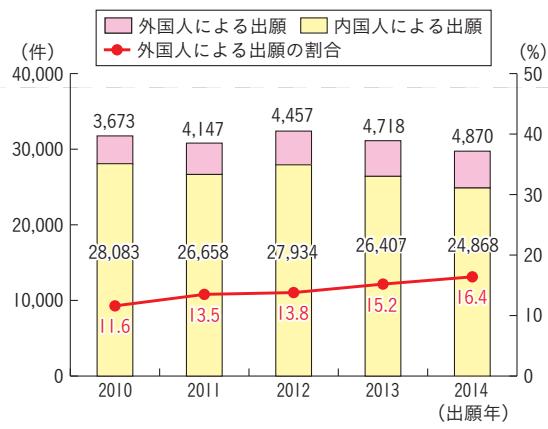
韓国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: KIPO提供資料(暫定値)

②日米欧中韓における意匠登録出願構造

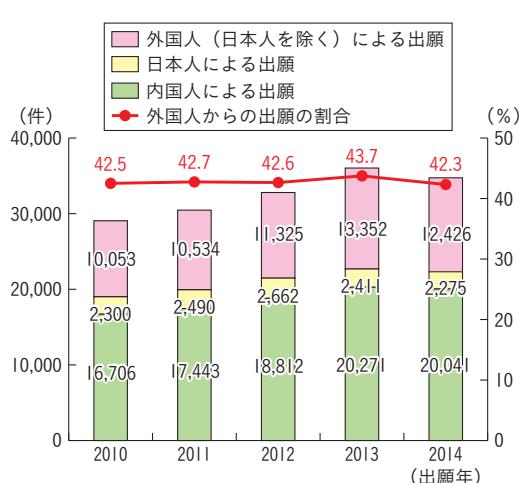
2014年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非EU加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（42.3%）、欧州（29.0%）、日本（16.4%）、韓国（6.7%）、中国（2.9%）であった。

日本では出願件数が直近5年間横ばい傾向で推移している中、外国人による出願の割合が年々増加している。また、外国人の出願割合は、欧州（OHIM）では2010年以降増加傾向にある。米国、中国、韓国は横ばい傾向が続いている。

I-1-70図 日本における意匠登録出願構造



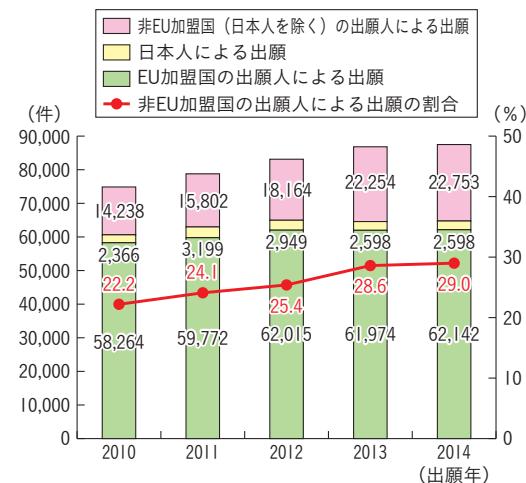
I-1-71図 米国における意匠登録出願構造



(資料)2010~2013年：WIPO統計、2014年：USPTO提供資料（暫定値）

I-1-72図

欧州における意匠登録出願構造

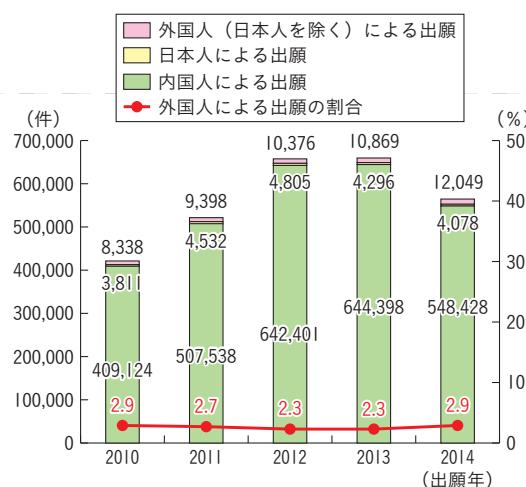


(備考)OHIMへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

(資料)2010~2013年：WIPO統計、2014年：OHIM提供資料（暫定値）

I-1-73図

中国における意匠登録出願構造



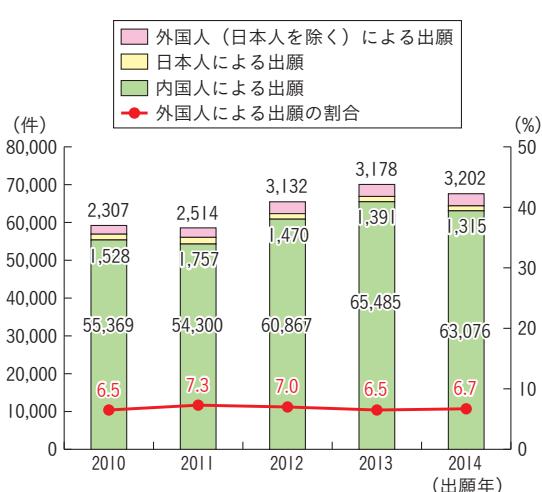
(備考)「内国人による出願」には台湾からSIPDへの出願件数が含まれている。

(2014年の台湾からの出願件数：1,670件)

(資料)SIPDウェブサイト

I-1-74図

韓国における意匠登録出願構造



(備考)KIPOに出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

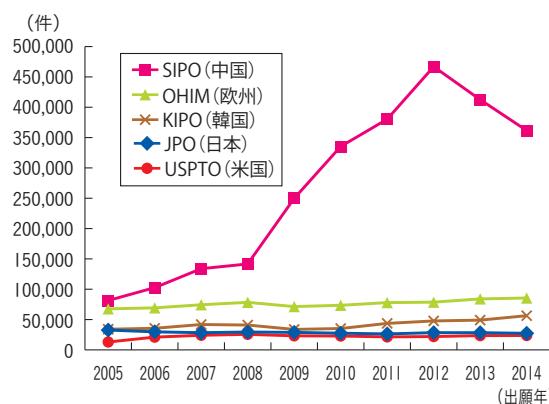
(資料)2010~2013年：WIPO統計、2014年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2014年の意匠登録件数をみると、我が国は前年比3.5%の減少、米国では前年比0.9%の増加、韓国¹では前年比14.9%の増加であった。実体審査を行わない国・機関については、欧州(OHIM)では前年比1.7%の増加、中国では前年比12.3%の減少であり、中国における意匠登録件数は2年連続で大幅な減少となった。

I-1-75 図

主要国・機関における意匠登録件数の推移



(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれOHIM、KIPOで登録された意匠数を示す。

(資料)日本 統計・資料編 第1章5。

米国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: USPTO提供資料(暫定値)

欧州 2005~2013年: WIPO統計、2014年: OHIM提供資料(暫定値)

中国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: SIPOウェブサイト

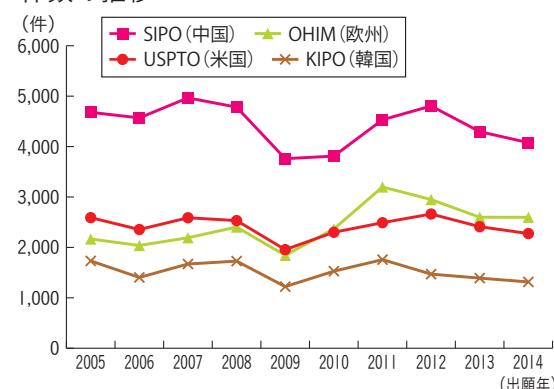
韓国 2005年: KIPOウェブサイト、2006~2013年: WIPO統計、2014年: KIPO提供資料(暫定値)

④日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、欧州(OHIM)、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込みを示した後、2011年まで上昇を続けたが、2012年は欧州(OHIM)と韓国への出願件数が減少に転じ、2013年はいずれの主要国・機関への出願も減少を示した。2014年は欧州(OHIM)を除き、いずれの主要国・機関への出願も減少した。

I-1-76 図

日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数の推移



(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれOHIM、KIPOへ出願された意匠数を示す。

(資料)米国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: USPTO提供資料(暫定値)

欧州 2005~2013年: WIPO統計、2014年: OHIM提供資料(暫定値)

中国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: SIPOウェブサイト

韓国 2005~2013年: WIPO統計、2014年: KIPO提供資料(暫定値)

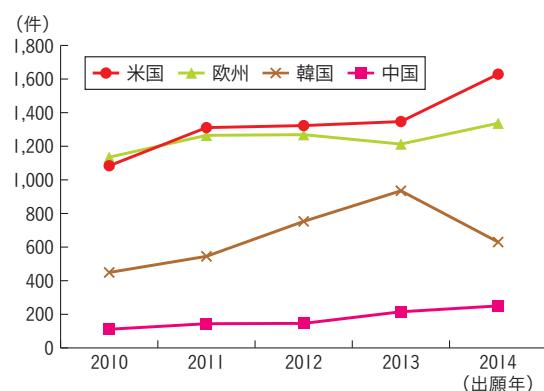
1. 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

⑤外国人による日本への意匠登録出願件数

2014年に米国、欧州、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は前年と比べ増加し、特に米国からの出願件数の伸びが顕著であった。他方、韓国からの意匠登録出願件数はここ数年大幅な増加傾向にあったが、2014年は急減少した。

I-1-77 図

外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対合計比
米国	1,084	1,311	1,323	1,347	1,629	33.4%
欧州	1,135	1,265	1,269	1,213	1,337	27.5%
韓国	449	545	753	935	630	12.9%
中国	111	144	146	215	250	5.1%
その他	894	882	967	1,008	1,024	21.0%
合計	3,673	4,147	4,458	4,718	4,870	100.0%

(備考)欧州の数値は、各年にEU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

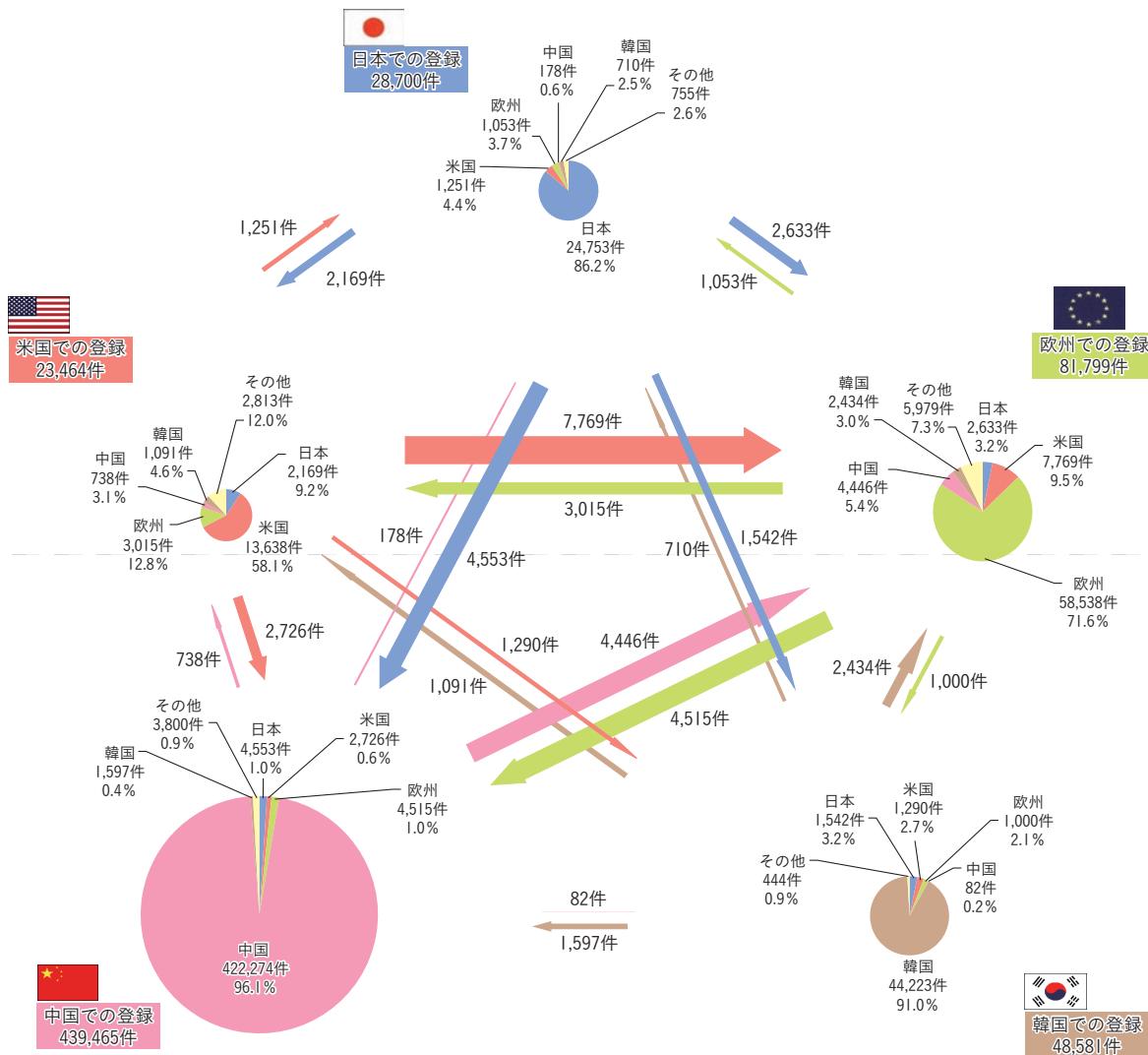
(資料)統計・資料編 第4章2. (i)

(3) 日米欧中韓間の意匠登録状況

日米欧中韓の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者及び欧州居

住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者、韓国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

I-1-78 図 日米欧中韓間の意匠登録状況（2013年）



(備考)意匠登録件数は意匠公報発行年（2013年）で集計した。「欧州での登録」はOHIMで登録された意匠数を示す。
(資料)特許庁「平成26年度意匠出願動向調査報告書—マクロ調査—」

4 商 標

本節では、我が国における商標登録出願件数の推移及び商標審査の現状、主要国・機関における商標登録出願・登録動向、日米欧中韓の商標登録状況比較、マドリッド協定議定書に基づく国際出願動向について紹介する。

(I) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

①商標登録出願・登録件数

2014年の商標登録出願件数は124,442件であり、2013年と比べて5.8%増となった。出願件数の内訳をみると、国際商標登録出願¹件数は2013年と比べて7.5%減となった。それ以外の商標登録出願件数は2013年と比べて7.5%増加している。

商標登録件数は、2011年以降増加傾向に

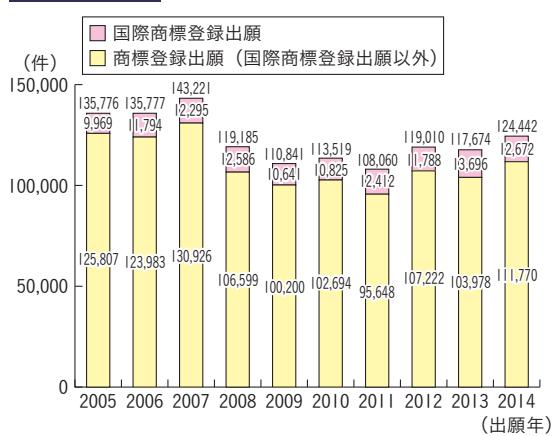
あったが、2014年は前年比3.4%減の99,896件であった。

2014年の商標登録出願1件当たりの平均区分²数（多区分率）は1.94と、前年と比べて増加した。

②商標審査の現状

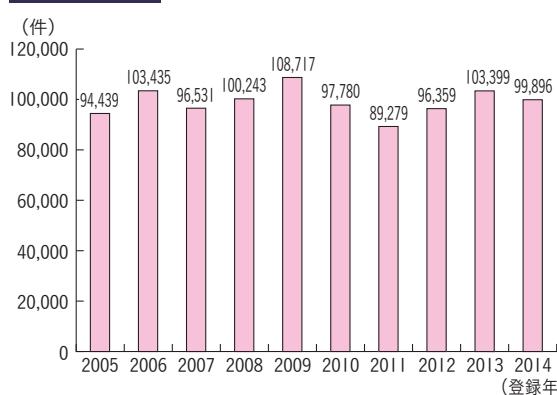
これまで、電子化の推進及び民間活力の活用³等により、審査の効率化を進めてきたところ、2014年度における出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間（平均FA期間）は4.1か月となった。2014年は、2013年に比べFA件数は増加したが、登録査定件数は減少した。

I-1-79図 商標登録出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章6、第3章14。

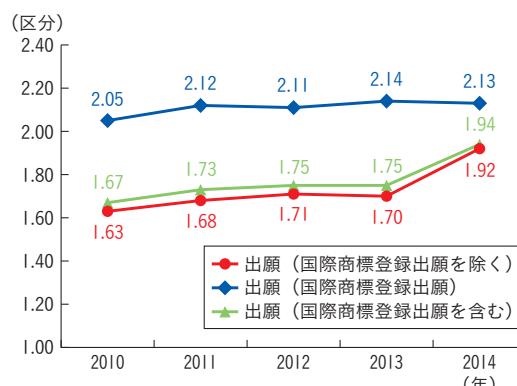
I-1-80図 商標登録件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章6。

I-1-81図

一出願に含まれる平均区分数（多区分率）

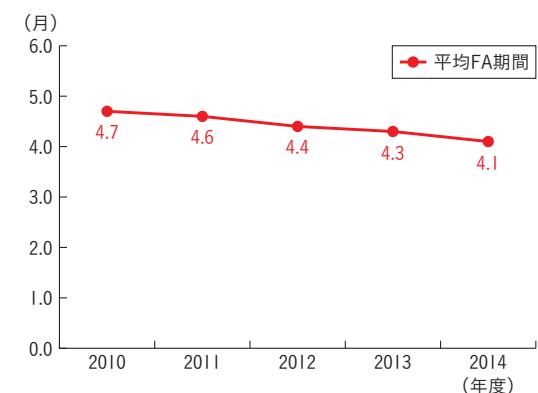


(備考)平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値

1. マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国特許庁を指定したもの。
2. 区分について：商標登録出願に当たっては、その商標を使用している又は使用を予定している商品・役務を指定し、その商品・役務が属する区分（類）を願書に記載しなければならない。商品及び役務の区分は、45の類に区分されている。
3. 2014年度は商標審査に必要な事前調査（商標の識別性・不明確な商品役務表示・図形の類似性）を一般財団法人日本特許情報機構が行った。審査官はこの調査結果を審査において活用している。

I-1-82図

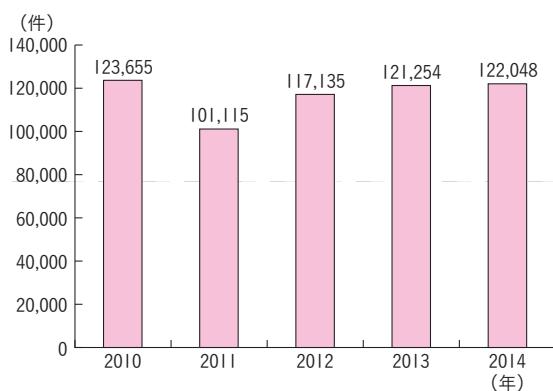
商標審査の平均FA期間の推移



(資料)統計・資料編 第2章 I. (I)

I-1-83図

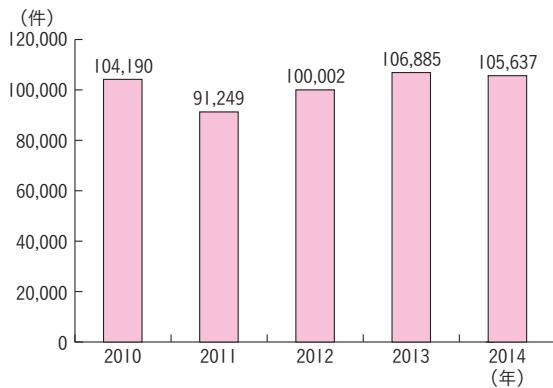
FA件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章 6.

I-1-84図

登録査定件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章第6.

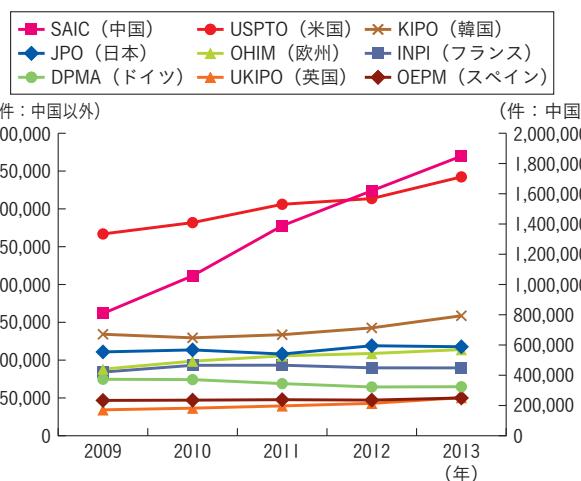
(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向

① 主要国・機関における商標登録出願件数

2013年の主要国・機関における商標登録出願件数は、下に示すとおりであった。我が国特許庁において商標登録出願件数は1.1%減少した。中国は、2012年と比べて14.1%

I-1-85図

主要国・機関における商標登録出願件数の推移



	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
SAIC(中国)	808,546	1,057,480	1,388,399	1,619,878	1,848,858
USPTO(米国)	266,845	281,826	306,049	313,641	342,287
KIPO(韓国)	134,211	129,486	133,645	142,625	158,677
JPO(日本)	110,841	113,519	108,060	119,010	117,674
OHIM(欧州)	88,086	98,616	105,631	108,814	113,906
INPI(フランス)	84,213	93,129	93,298	89,793	89,715
DPMA(ドイツ)	74,676	74,248	68,961	64,497	64,826
UKIPO(英国)	34,253	36,484	39,467	42,848	50,415
OEPM(スペイン)	46,711	47,071	47,677	47,134	49,976

(備考)中国の数値は右軸

(資料)統計・資料編 第4章 I. (7)

WIPO統計

の増加となっており、2009年からの大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は、国際登録出願以外の商標登録出願については一出願一区分の制度を採用していることに留意が必要である（中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行）。

② 日米欧中韓における商標登録出願構造

2014年の日米欧中韓における内国人と外国人による出願構造を見てみると、我が国では日本人による出願は8.2%増加したが、外国人による出願の比率は3.1%減少した。そのため、出願における外国人の比率は2013年の21.4%から減少し、19.6%となった。

I-1-86 図

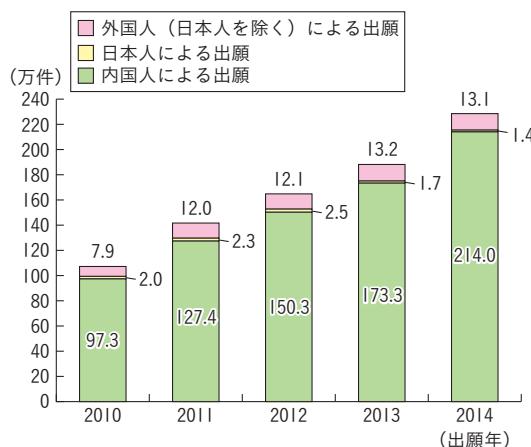
日本における商標登録出願構造



(資料)統計・資料編 第2章4.(5)

I-1-89 図

中国における商標登録出願構造



(備考)出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
(資料)CTMO Annual Report

I-1-87 図

米国における商標登録出願構造



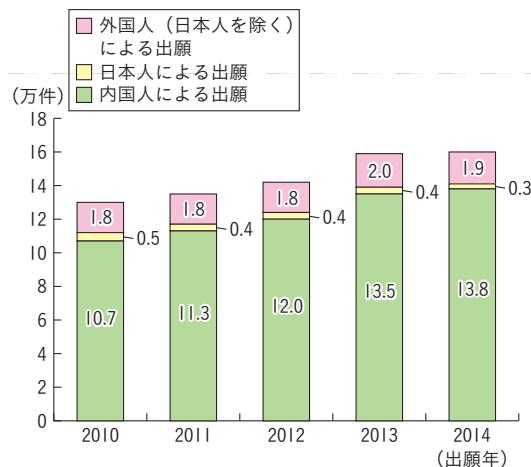
(備考)出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例)2014年度: 2013年10月～2014年9月

(資料)USPTO Annual Report

I-1-90 図

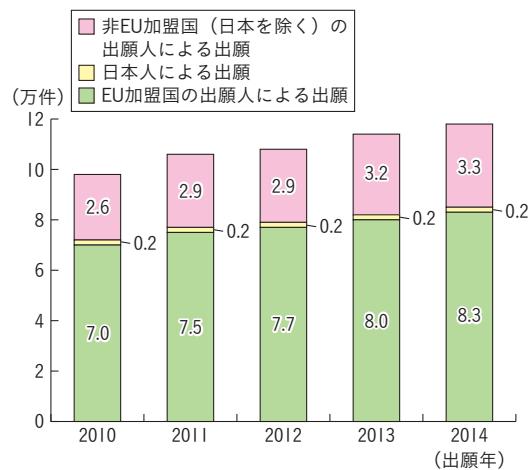
韓国における商標登録出願構造



(資料)2010年～2013年: KIPO Annual Report
2014年: KIPO 提供資料(暫定値)

I-1-88 図

欧州における商標登録出願構造



(備考)OHIMにおける商標登録出願構造を表す。

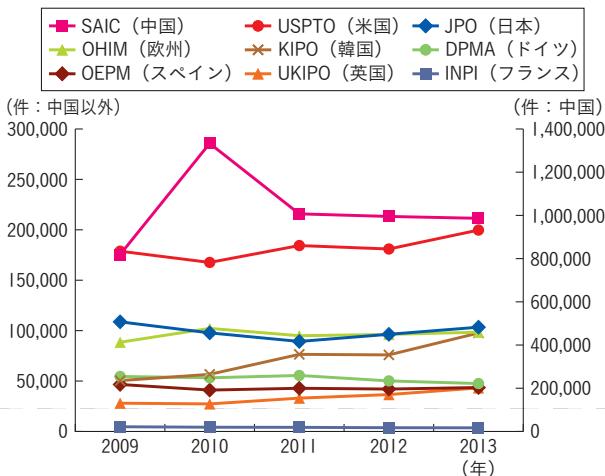
(資料)OHIMウェブサイト(データは2015年3月13日時点)

③主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における 2013 年の商標登録件数は、2012 年に比べて、中国、ドイツ、フランスでは減少したが、その他の国では増加した。中国の登録件数は 2012 年と比べほぼ横ばいとなっている。

I-I-91 図

主要国・機関における商標登録件数の推移



(備考)中国の数値は右軸。

(資料)統計・資料編 第4章 I. (8)

WIPO 統計

単位：件

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
SAIC(中国)	818,633	1,333,097	1,007,116	995,124	986,461
USPTO(米国)	178,780	167,638	184,373	180,966	199,726
JPO(日本)	108,717	97,780	89,279	96,359	103,399
OHIM(欧州)	88,491	102,227	94,952	96,246	98,451
KIPO(韓国)	50,453	56,641	76,471	75,938	97,656
DPMA(ドイツ)	54,542	53,221	55,547	50,123	47,523
OEPM(スペイン)	46,617	41,046	42,833	42,064	43,559
UKIPO(英国)	28,024	27,330	33,049	36,596	43,188
INPI(フランス)	4,675	4,192	4,084	3,726	3,604

(備考)中国の数値は右軸。

(資料)統計・資料編 第4章 I. (8)

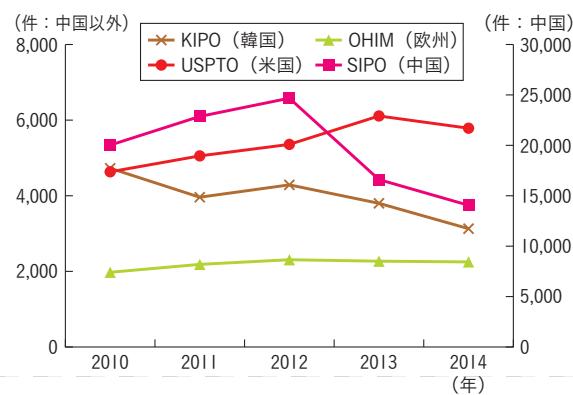
WIPO 統計

④日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

日本人による外国への商標登録出願件数は、2013 年に比べて、米国へは、5.3% 減、 OHIM へは 0.8% 減、中国へは 15.4% 減、韓国へは 17.7% 減となった。

I-I-92 図

日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
SIPO(中国)	20,021	22,866	24,676	16,604	14,054
USPTO(米国)	4,633	5,054	5,358	6,110	5,786
KIPO(韓国)	4,727	3,961	4,288	3,800	3,129
OHIM(欧州)	1,976	2,185	2,308	2,269	2,250

(備考)米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 各年の値は年度データ、各年の前年 10 月からその年の 9 月までを示す。

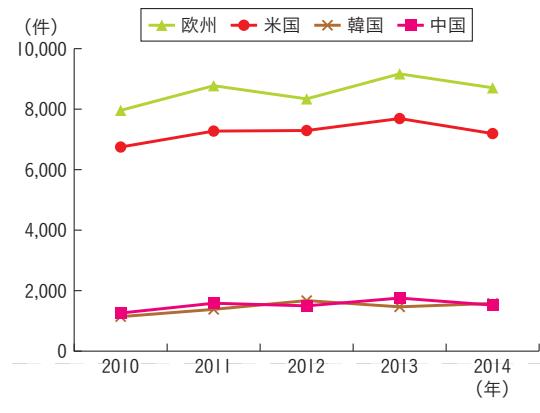
(例)2014 年度：2013 年 10 月～2014 年 9 月 中国 数値は右軸。出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数

(資料)米国 USPTO Annual Report OHIM OHIM ウェブサイト 中国 2010～2014 年：CTMO Annual Report 韓国 2010～2013 年：KIPO Annual Report 2014 年：KIPO 提供資料（暫定値）

⑤外国人による日本への商標登録出願件数

2014年の外国人による日本への商標登録出願件数は、2013年と比べて全体で3.1%減の24,389件となった。中国からの出願が13.3%減、欧州からの出願が5.0%減、米国からの出願が6.5%減となったが、韓国からの出願は7.7%増加した。

I-1-93図
外国人による日本への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対合計比 (2014年)
欧州	7,960 (6,005)	8,775 (6,895)	8,340 (6,442)	9,167 (7,260)	8,706 (6,800)	35.7%
米国	6,748 (1,992)	7,275 (2,320)	7,294 (2,379)	7,690 (2,719)	7,193 (2,436)	29.5%
韓国	1,141 (187)	1,381 (277)	1,671 (312)	1,465 (277)	1,578 (314)	6.5%
中国	1,259 (764)	1,584 (938)	1,498 (779)	1,755 (1,147)	1,521 (781)	6.2%
その他	4,248 (1,866)	4,372 (1,980)	4,660 (1,861)	5,102 (2,284)	5,391 (2,324)	22.1%
合計	21,356 (10,814)	23,387 (12,410)	23,463 (11,773)	25,179 (13,687)	24,389 (12,655)	100.0%

(備考)欧州：統計・資料編 第4章2. (I)から、EU加盟国を抽出。

(加盟国は2014年3月時点のもの)

括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したもの。

(資料)統計・資料編 第4章2. (I)

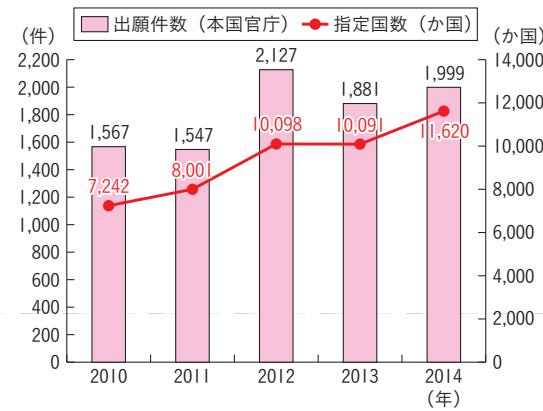
⑥マドリッド協定議定書に基づく国際出願¹

動向

a. 日本から外国への出願（国際商標登録出願件数）

2014年の日本から外国への国際商標登録出願²件数は、2013年に比べて、出願件数は6.3%増加し、指定国数は15.2%増加となった。

I-1-94図
日本から外国への出願（国際商標登録出願件数）

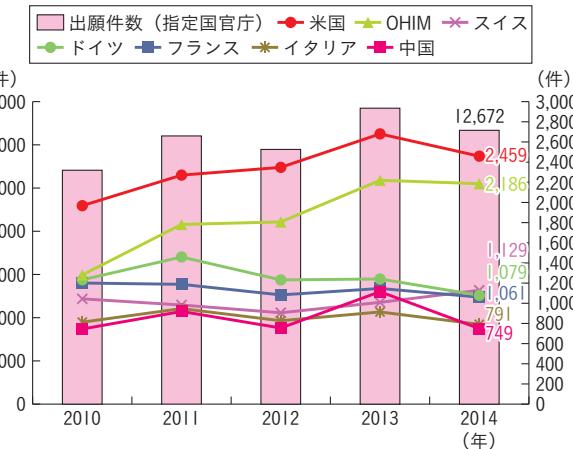


(資料)統計・資料編 第3章 9.

b. 外国から日本への出願（国際商標登録出願件数）

外国から日本への国際商標登録出願³件数

I-1-95図
外国から日本への出願（国際商標登録出願件数）



(資料)統計・資料編 第3章 15.

1. 國際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

2. 日本国特許庁を本国官庁とした外国への国際出願。

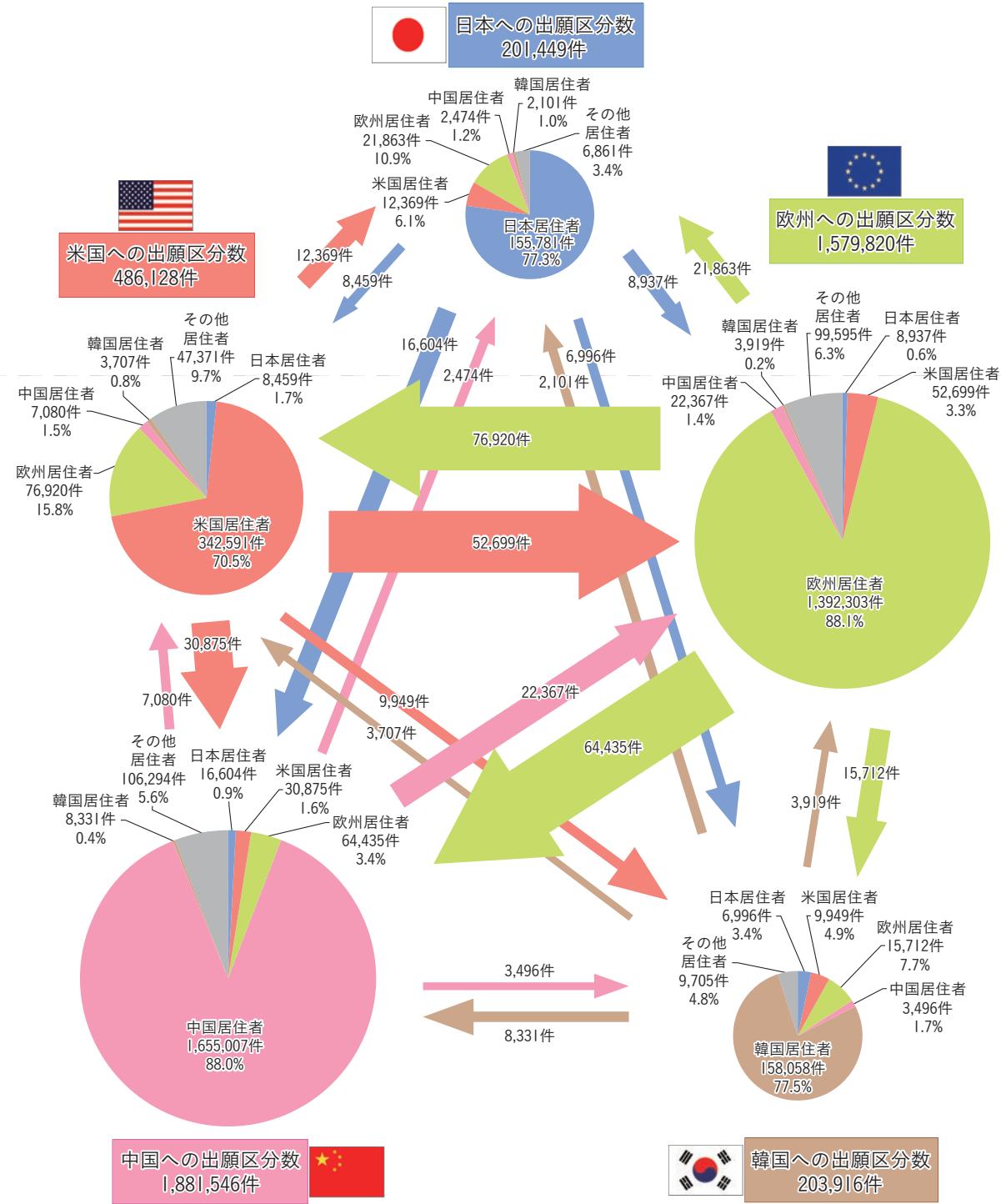
3. 日本国特許庁を指定国官庁とした外国からの国際出願。

は、2013年に比べて全体で7.5%減少した。特に中国（32.8%減）からの出願が大きく減少している。他方で、スイス（11.9%増）からの出願は増加した。

（3）日米欧中韓間の商標登録出願状況（区分数）

日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。韓国からは中

I-1-96 図 日米欧中韓間の商標登録出願状況（区分数、2013年）



出典：・日本…Thomson Reuters のデータ

・米国、韓国…WIPO の統計データ

・欧州…ギリシャ、アイルランド、スロベニアは Thomson Reuters のデータ

その他は WIPO の統計データ

・中国…年次報告書

備考：欧州は OHIM、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願区分数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの商標出願区分数の合計を示す

国への出願が最も多い。米国と欧洲については、出願件数では中国への出願が最も多かったが、出願区分数でみると米国からは欧洲へ、

欧洲からは米国への出願が最も多い。中国からは自国への出願に比べ、他国への出願は非常に少ない。

5 審 判

(I) 審判の現状

① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数

2014年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許においては、前年比4.3%増の25,710件であった。

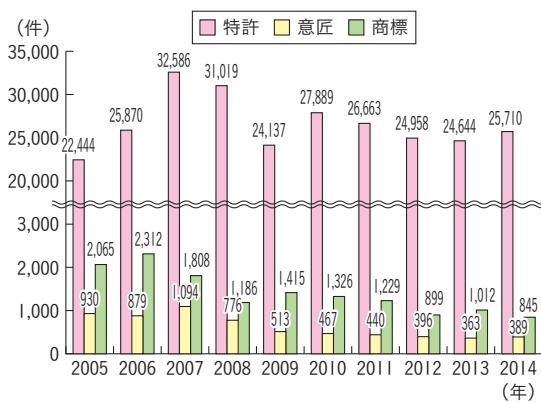
意匠については、前年比7.2%増の389件であった。

商標については、前年比16.5%減の845件であった。

また、特許の前置審査²の結果を見ると、2014年における拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

I-1-97図

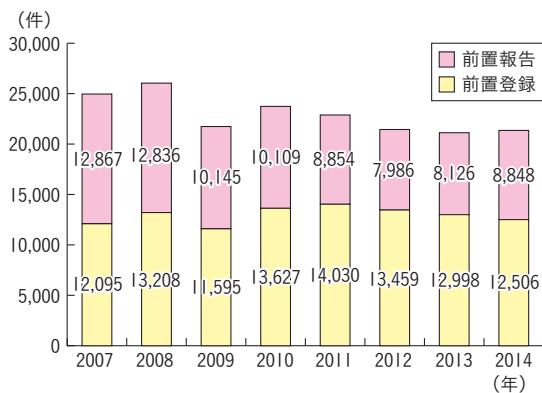
拒絶査定不服審判請求件数の推移



(資料)統計・資料編 第I章7. (I)

I-1-98図

前置審査結果の推移（特許）



(資料)統計・資料編 第I章7. (I)

1. 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てる審判

2. 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについては、特許法第162条の規定により、審査官が審査を行う。この審査を前置審査という。

b. 無効審判¹請求件数

2014年における無効審判の請求件数は、特許については、前年比13.0%減の215件であった。

実用新案については、2008年以降、10件以下で推移している。

意匠については、2006年以降、20件前後で推移している。

商標については、前年比20.0%増の115件であった。

c. 訂正審判²請求件数

2014年における訂正審判の請求件数は、

I-1-99図 無効審判請求件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章7.(3)

I-1-100図 訂正審判請求件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章7.(4)

特許については、前年比11.8%減の210件であった。

旧実用新案³については、近年ほとんど請求がない。

d. 異議申立て⁴件数(商標)

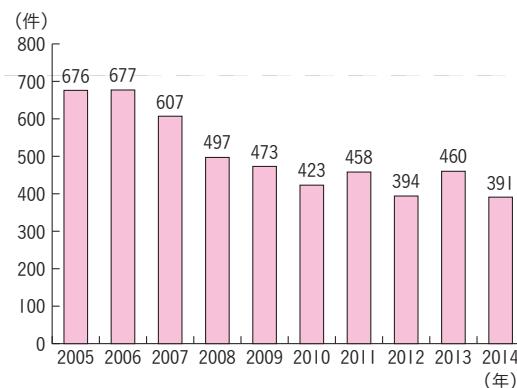
2014年における商標異議申立て件数は、前年比15.0%減の391件であった。

e. 取消審判⁵請求件数(商標)

2014年における商標取消審判請求件数は、前年比7.6%減の1,099件であった。

I-1-101図 異議申立て件数の推移(商標、権利単位)

(2005-2014)



(備考)特許異議申立て制度は2003年法改正により廃止され、2004年1月1日より無効審判制度に統合された。

(資料)統計・資料編 第1章7.(7)

I-1-102図 取消審判請求件数の推移(商標)(2005-2014)



(資料)統計・資料編 第1章7.(5)

1. 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判

2. 特許権者が権利の取得後に明細書、特許請求の範囲、又は図面を自ら訂正するための審判

3. 平成5年改正実用新案法の施行日前(1993年以前)に出願された実用新案

4. 商標権の設定登録後の一定期間に限り、その取消を求めることができる制度

5. 商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取り消すための審判

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2014年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.4か月、意匠では8.5か月、商標では7.9か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008年以降上昇傾向にあり、2014年では61%であった。

無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2014年の平均審理期間は9.2か月であり、意匠では15.4か月、商標では8.4か月であった。

特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に

関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2014年の平均審理期間は2.2か月であった。

商標の異議申立ての、2014年における平均審理期間は7.7か月であり、取消審判の同期間は5.6か月であった。

審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用しており、2014年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では201件、意匠では12件、商標では81件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で15件、商標で2件実施した。

I-I-103図 2014年 審理の状況

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}								
特許・実用	10,017	12.4か月	192	9.2か月	228	2.2か月				
意匠	296	8.5か月	18	15.4か月						
商標	917	7.9か月	85	8.4か月			408	7.7か月	1,056	5.6か月

（備考）*1：取下げを含む。

*2：請求日から最終処分（審決・決定）までの期間の平均（ただし、特許の無効審判について、審決の予告を行うものは、審決の予告までの期間）。

I-I-104図 2014年 審理結果^{*1}の概要

	査定系審判 ^{*2}		当事者系審判 ^{*3}		異議申立て	
	請求成立	請求不成立 ^{*4}	請求成立	請求不成立 ^{*4}	取消決定 ^{*5}	維持決定 ^{*6}
特許・実用	5,783	3,622	39	107		
意匠	182	120	6	9		
商標	651	257	902	123	74	302

（備考）*1：審決・決定に至ったもののみ

*2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判

*3：無効審判、取消審判

*4：却下を含む。

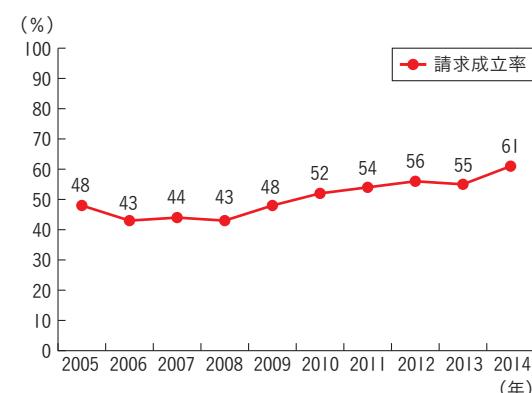
*5：一部取消しを含む。

*6：却下を含む。

（資料）統計・資料編 第1章7. (1)(2)(3)(4)(5)(7)

I-I-105図

拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）



（備考）請求成立率＝請求成立件数／（請求成立件数+請求不成立（含却下）件数）

（資料）統計・資料編 第1章7. (1)

(2) 審決取消訴訟の出訴状況

① 出訴件数動向

2014年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少し、意匠が増加した。

当事者系審判では、特許・実用新案及び商標が減少し、意匠は前年同様に0件であった。

② 判決件数動向

2014年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年と比べ特許・実用新案及び商標は減少し、意匠は増加した。当事者系審判では、特許・実用新案及び商標は減少し、意匠は0件であった。

また、審決取消となった件数について、査

定系審判では、前年と比べ特許・実用新案は減少し、意匠は1件、商標は0件であった。当事者系審判では、前年と比べ特許・実用新案は増加し、意匠は前年同様に0件、商標は減少した。

そして、2014年における請求棄却の全判決に占める割合（審決支持率）について、査定系審判では、特許・実用新案が80.0%、意匠が92.9%、商標が100%となっている。

I-I-106 図 2014年 出訴件数¹

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判 ²	108 (147)	11 (8)	14 (19)
当事者系審判 ³	109 (121)	0 (0)	35 (52)
異議申立て	0 (1)	—	1 (1)

(備考) * 1：表中括弧内は2013年

* 2：特許法第181条第2項の審決取消決定、訴訟中に訂正が確定したことによる審決取消判決は含まない。

* 3：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判

* 4：無効審判、取消審判

(資料)統計・資料編 第2章 17. (1)

I-I-107 図 2014年 判決件数¹ * 2

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 ³	84 (104)	21 (35)	13 (2)	1 (0)	15 (16)	0 (1)
当事者系審判 ⁴	50 (76)	37 (28)	0 (1)	0 (0)	13 (37)	5 (15)
異議申立て	—	—	—	—	1 (1)	0 (0)

(備考) * 1：表中括弧内は2013年

* 2：特許法第181条第2項の審決取消決定、訴訟中に訂正が確定したことによる審決取消判決は含まない。

* 3：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判

* 4：無効審判、取消審判

(資料)統計・資料編 第2章 17. (2)

1. 特許庁の審決等に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟